

**九十九里町 第4次障がい者基本計画
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画**

障がいのある人もない人も助け合い

支え合って共に生きる 九十九里



令和3年3月

九十九里町

はじめに

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方の高齢化と重度化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な障がいのある子どもへの支援等への対応が求められています。

国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や、きめ細かな障がい児支援などが図られてきました。

このような国の動向や高齢化の進む本町の状況を踏まえ、「九十九里町第4次障がい者基本計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、相談支援や就労支援体制の強化、障がい児の支援体制の充実を重点として、障害福祉サービスを含め、サービス全般の拡充と質の向上に努めてまいります。

また、基本理念である「障がいのある人もない人も助け合い支え合って共に生きる 九十九里」の実現のため、町民の皆さまをはじめ、事業者、各種団体と行政が連携・協働し、計画を推進していくことが重要であり、引き続き、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、九十九里町障がい者計画策定委員会の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月



九十九里町長 大矢吉明

目次

第1章 総論	1
第1節 計画の基本事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の策定	3
第2節 障がい者の状況	4
1. 人口の推移	4
2. 障害者手帳所持者等の状況	5
3. アンケート調査からみた障がい者の状況等	12
第3節 障がい者施策の重点課題	15
第4節 計画の基本方針	17
1. 基本理念	17
2. 基本目標	18
第2章 第4次障がい者基本計画	19
第1節 地域で暮らす基盤づくり	19
1. 相談体制と情報提供の充実	19
2. 生活を支えるサービスの推進	23
3. 障がい等で支援が必要な子どもの育成・教育	26
4. 保健・医療サービスの推進	28
第2節 自立と社会参加を進める機会づくり	30
1. 教育の推進	30
2. 雇用・就労の促進	30
3. 多様な活動への参加促進	32
第3節 安心できて人にやさしいまちづくり	34
1. 人にやさしいまちづくり	34
2. わかり合い支え合う地域づくりの推進	36
第3章 第6期障がい福祉計画	38
第1節 障がい福祉計画の基本理念	38
第2節 障害福祉サービスの利用状況	39
1. 障害福祉サービス利用者	39
2. 地域生活支援事業	39
第3節 障がい福祉の計画の成果目標の設定	40
第4節 サービス事業の見込みと推進方策	44

第4章 第2期障がい児福祉計画.....	58
第1節 障がい児福祉計画の基本理念.....	58
第2節 障がい児福祉計画の成果目標の設定.....	58
第3節 サービス事業の見込みと推進方策.....	60
第5章 計画の推進.....	63
第1節 計画の推進体制の確立.....	63
第2節 専門従事者の育成・確保.....	64
第3節 自立支援協議会の円滑な運営.....	64
資料.....	65
1. 策定委員会設置要綱.....	65
2. 策定委員会委員名簿.....	66
3. 策定経過.....	66
4. アンケート調査結果.....	67

※「障がい」の表記について

九十九里町では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでとおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

※「挿絵」について

九十九里町福祉作業所に通う方々が描いた絵です。

第1章 総論

第1節 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

すべての障がいがある方が、地域で安心して生活できるまちづくり、障がいがある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。また、近年では、障がいのある方の高齢化が進み、障害福祉のニーズは多様化する中で、個人や世帯で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況もみられ、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

町では、平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法等に基づき、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズにきめ細かく対応できるように福祉施策の計画的な推進を図ってきました。

こうした中、国の基本指針では、障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの新しい計画の策定に当たり、福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

現行の「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」は、令和2年度で計画期間が終了することから、これまでの取り組みを見直し、すべての人々の人権が尊重され、「障がいのある人もない人も助け合い 支え合って共に生きる 九十九里」の実現のため策定するものです。

●障がい者施策の動向

平成28年	<ul style="list-style-type: none">●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行●成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正●発達障害者支援法の改正
平成29年	<ul style="list-style-type: none">●ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定
平成30年	<ul style="list-style-type: none">●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（改正障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正<ul style="list-style-type: none">・自立生活援助の創設・就労定着支援の創設・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用・障害児のサービス提供体制の計画的な構築●障害者の雇用の促進等に関する法律の改正●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行●ギャンブル等依存症対策基本法の施行
平成31年	<ul style="list-style-type: none">●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正
令和元年	<ul style="list-style-type: none">●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行●障害者雇用促進法の改正●農福連携等推進ビジョン取りまとめ●就学前の障害児の発達支援の無償化●障害福祉人材の処遇改善等に伴う報酬改定

●障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本指針の主なポイント

「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」では国の基本指針を踏まえ次の7項目を基本理念としています。

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保
- 障害者の社会参加を支える取組

2. 計画の位置づけと期間

【計画の位置づけ】

「第4次障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた計画です。福祉をはじめ、保健・医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障がい者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、町の総合計画、地域福祉計画、健康福祉分野の各計画との整合性を確保しながら取り組みます。

「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」は、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る、令和5年度末における成果目標を設定するとともに、具体的な実施内容サービス必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、町で策定済みの「第4次障がい者基本計画」の実施計画にあたる計画です。

【計画期間】

「第4次障がい者基本計画」は平成30年度から令和5年度までの計画で、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度を初年度とし令和5年度を最終年度とする3年間の計画とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者基本計画			第4次			→
障がい福祉計画			見直し		第6期	→
障がい児福祉計画			見直し		第2期	→

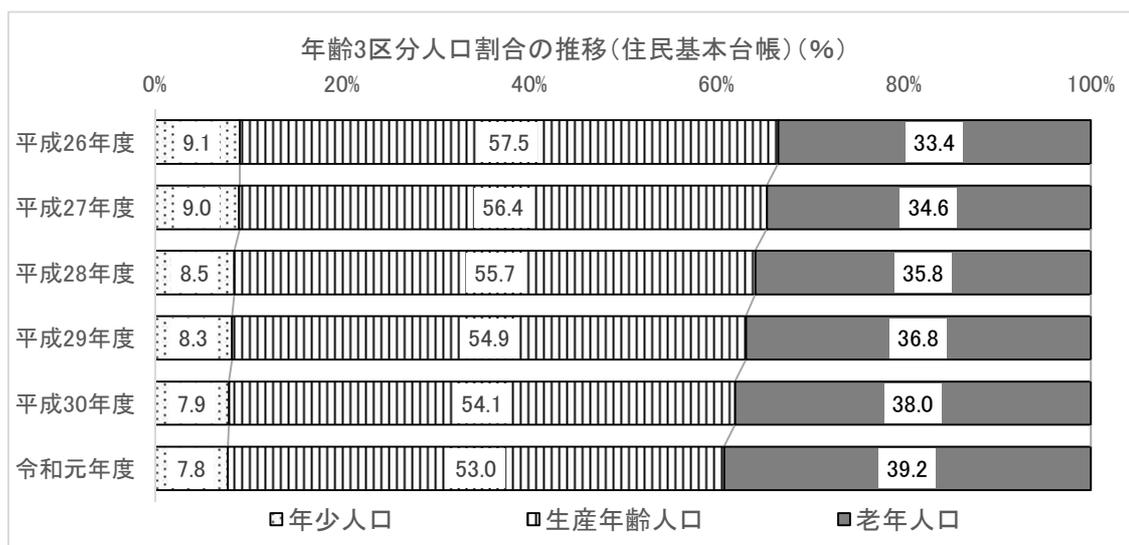
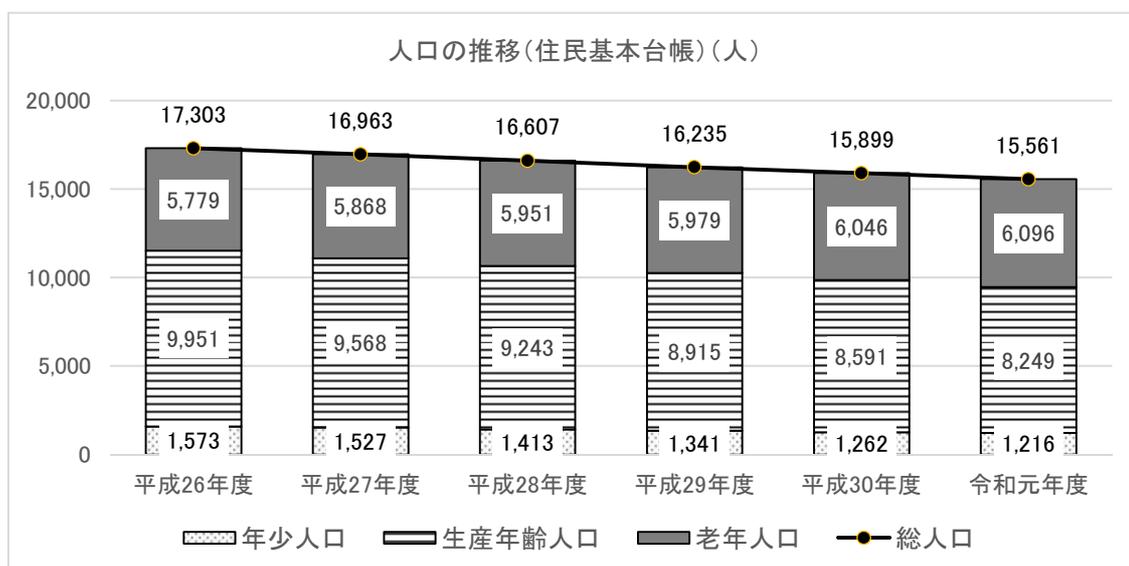
第2節 障がい者の状況

1. 人口の推移

令和元年度の町の人口は、15,561人であり、年々減少しています。

また、平成26年度と比較すると年少人口は22.7%、生産年齢人口は17.1%の減少となっていますが、65歳以上の老年人口は5.5%増加し、少子高齢化が進展しています。

年齢3区分別の割合では、令和元年度には、年少人口が7.8%、生産年齢人口が53.0%、老年人口は39.2%となっています。



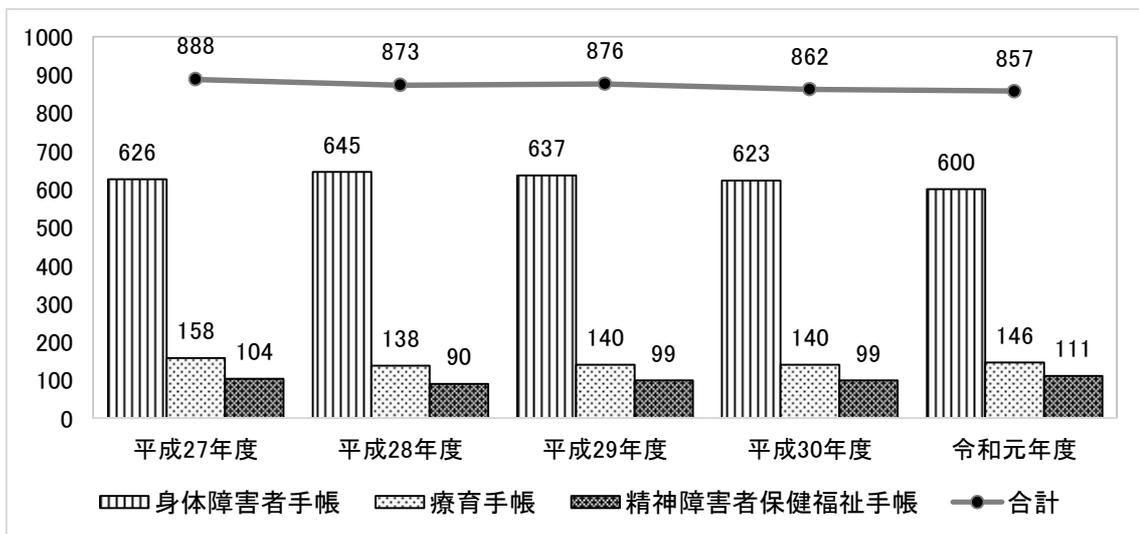
2. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 3種の障害者手帳所持者数の推移

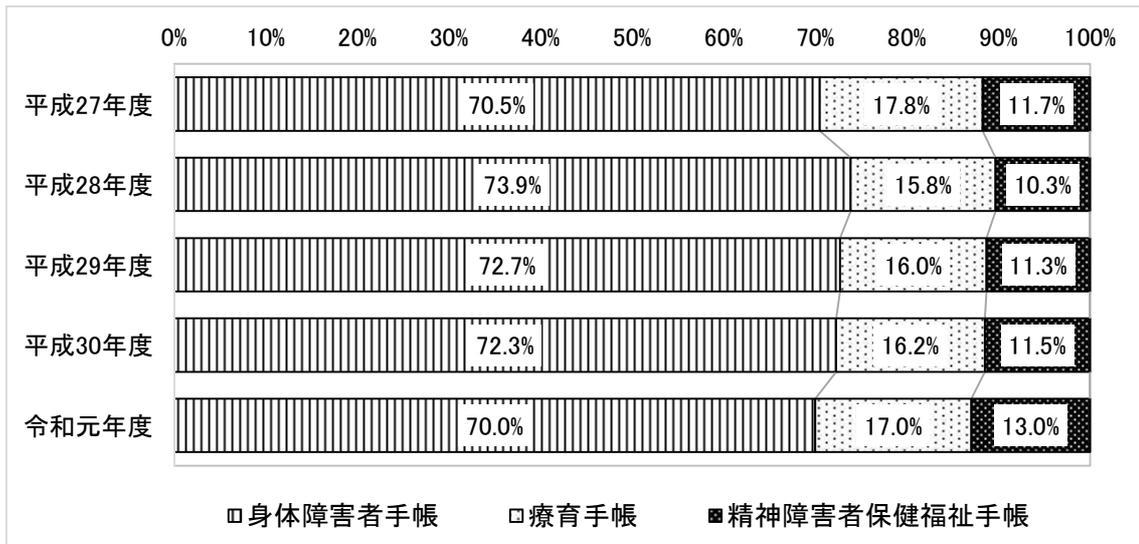
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、合計で令和元年度は857人となっています。手帳種類では、身体障害者手帳が70.0%を占め、療育手帳が17.0%、精神障害者保健福祉手帳が13.0%となっています。

近年は精神障害者保健福祉手帳所持者がやや増加しています。

●障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



●障害者手帳所持者割合の推移（各年度末現在）

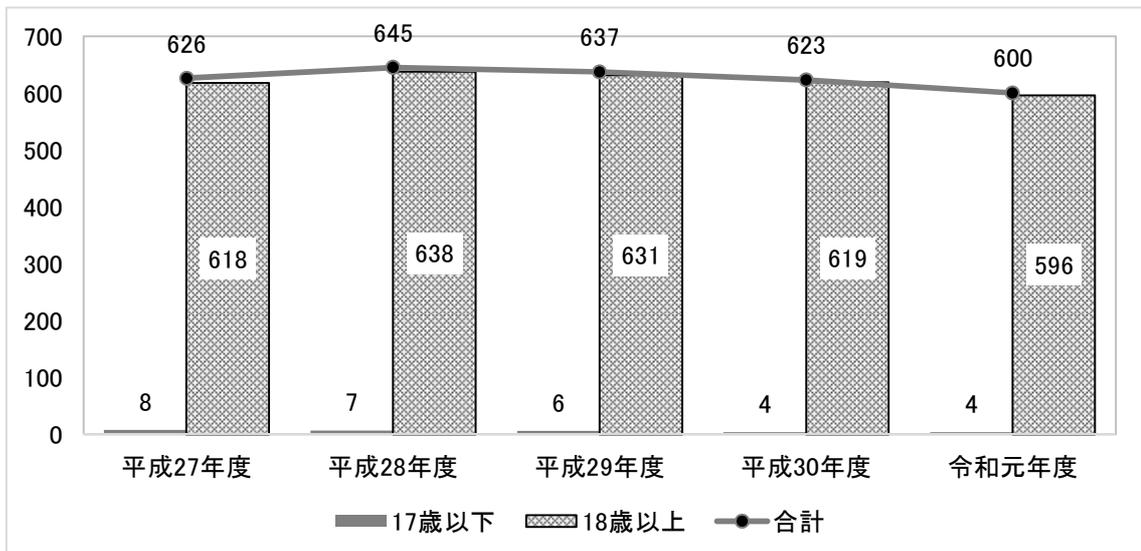


(2) 身体障害者手帳所持者の状況

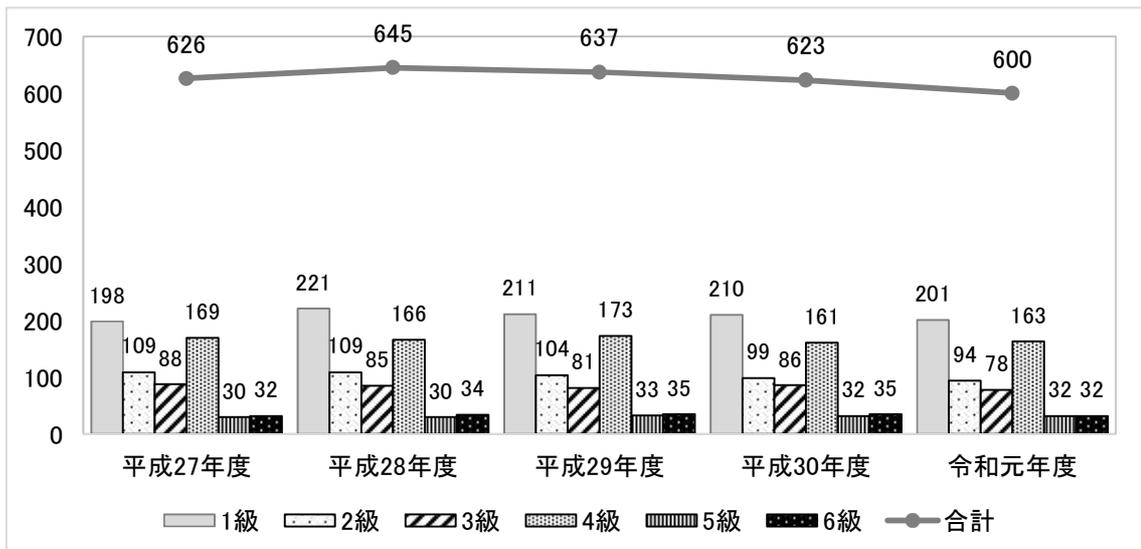
身体障害者手帳の所持者数は、600～640人台で微減傾向の推移をしており、令和元年度は600人となっています。年齢は18歳以上が99.3%とほとんどを占めます。

等級別では、1級が201人(33.5%)と多く、次いで4級が163人(27.2%)、2級が94人(15.7%)となっています。障がいの種類では、肢体不自由が49.5%と概ね過半数を占め、次いで内部障害が37.0%と多くなっています。

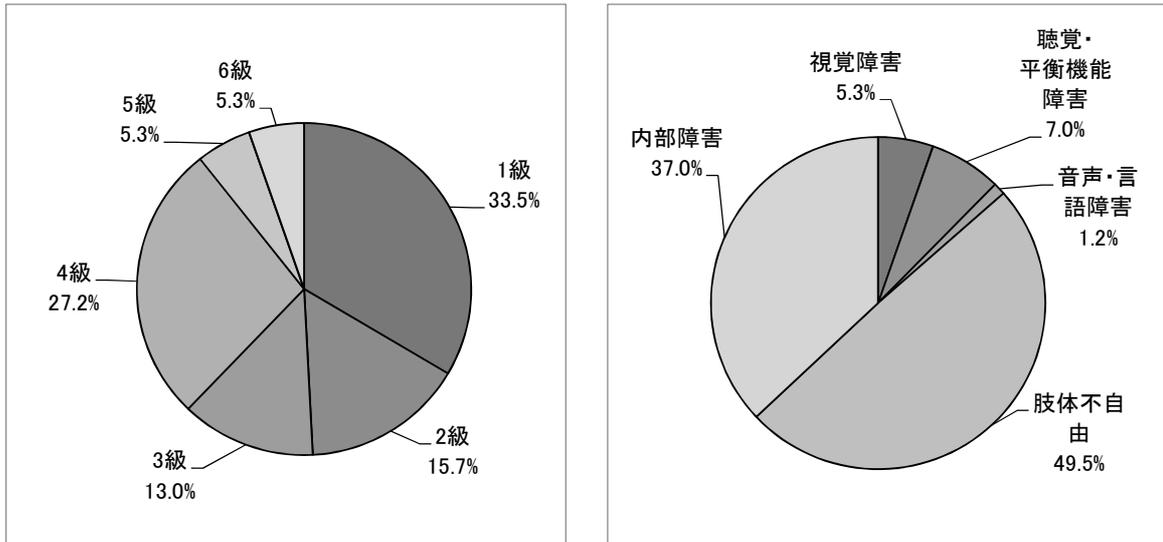
●身体障害者手帳所持者数の年齢別推移（各年度末現在）



●身体障害者手帳所持者数の等級別推移（各年度末現在）



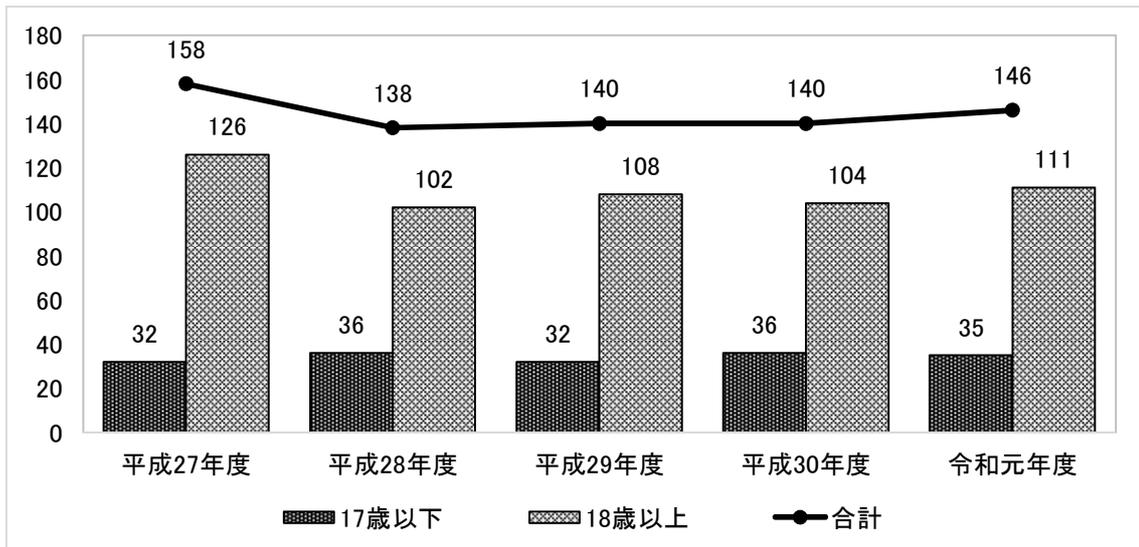
●等級別・種類別所持割合（令和元年度 600人）



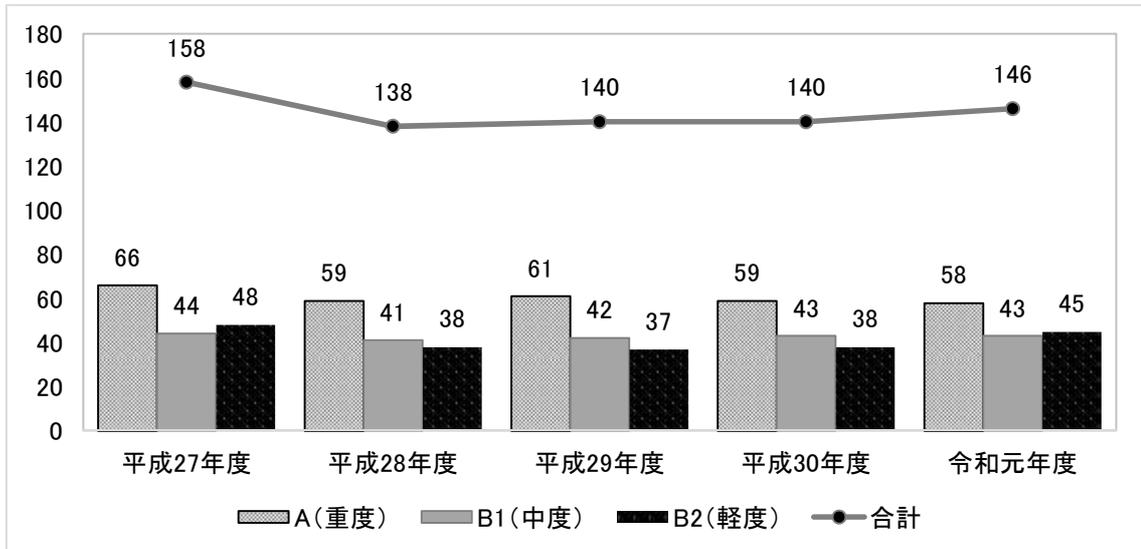
(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、平成27年度から平成28年度には減少しましたが、それ以降、微増し令和元年度は146人となっています。年齢は、18歳以上が76%と多くを占め、17歳以下は24%となっています。手帳の程度ではA以上（重度）が39.7%と多く、B1（中度）とB2（軽度）が同程度で続いています。

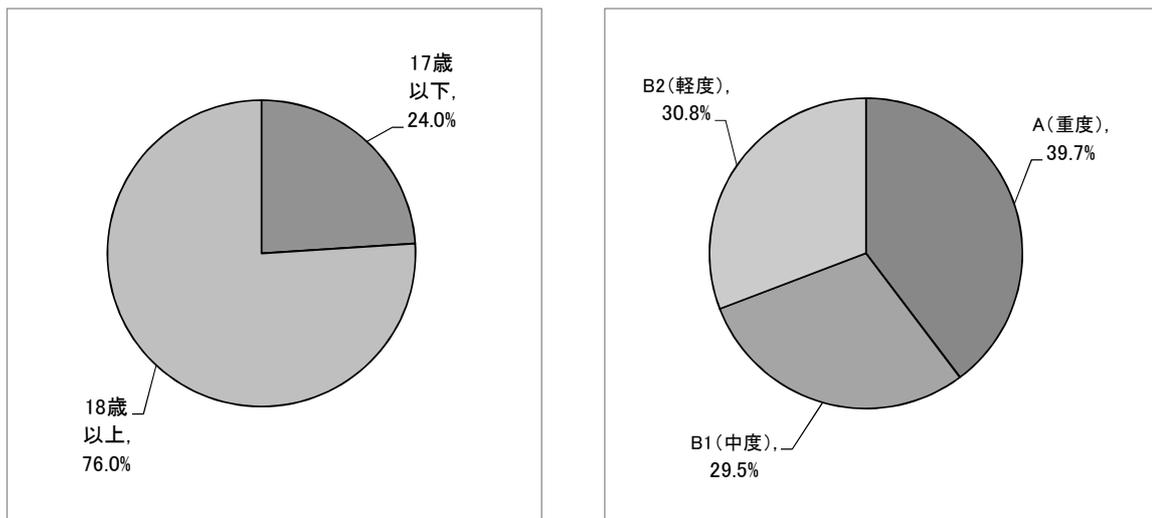
●療育手帳所持者の年齢別推移（各年度末現在）



●療育手帳所持者の等級別推移（各年度末現在）



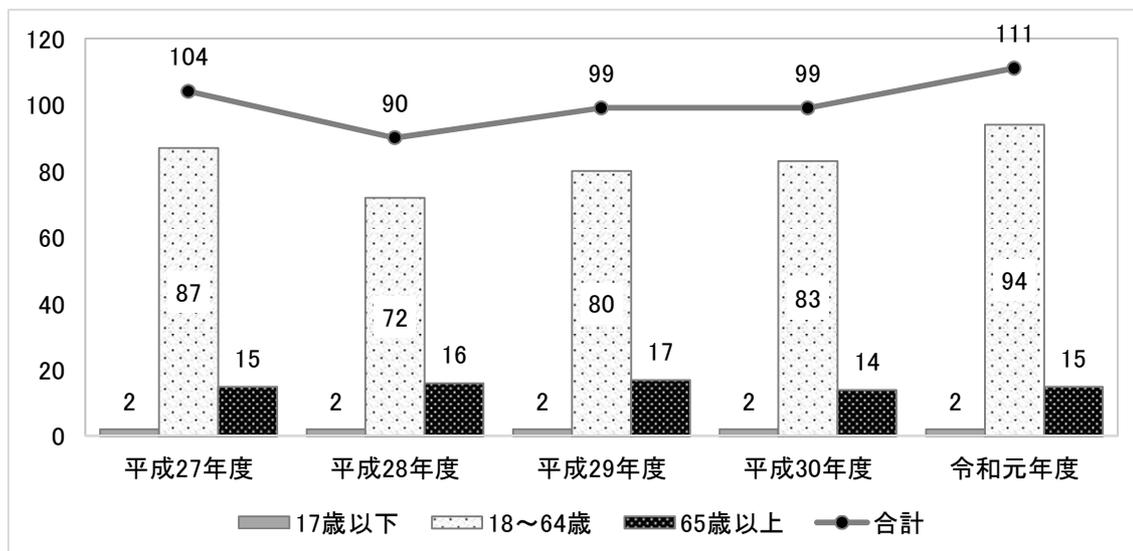
●年齢別・等級別所持割合（令和元年度 146人）



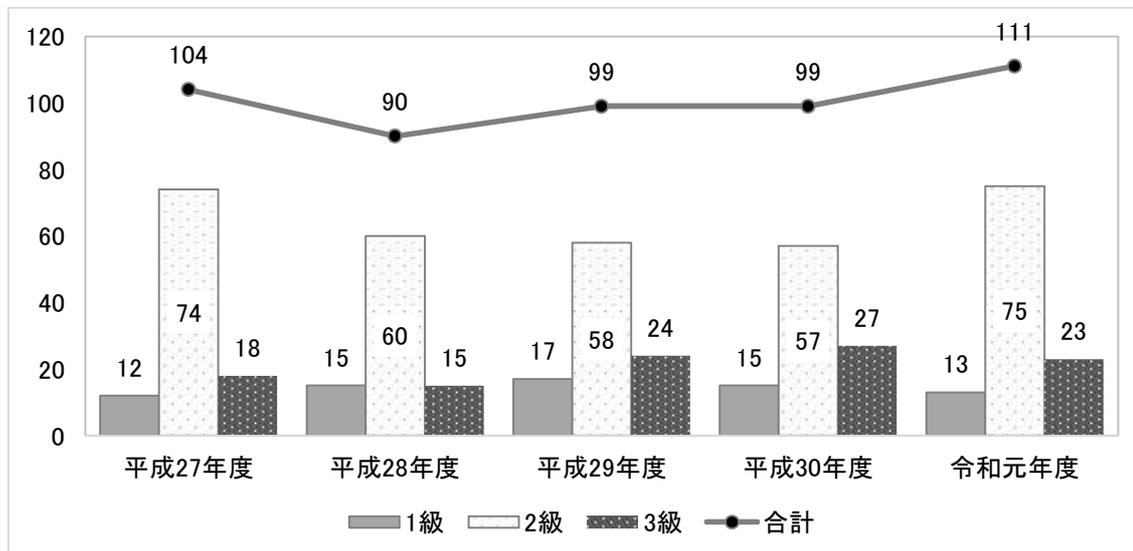
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年度は111人となっています。年齢は18歳～64歳が84.7%を占めています。手帳の等級は2級が67.6%と多くを占めており、次いで3級は20.7%、1級は11.7%となっています。

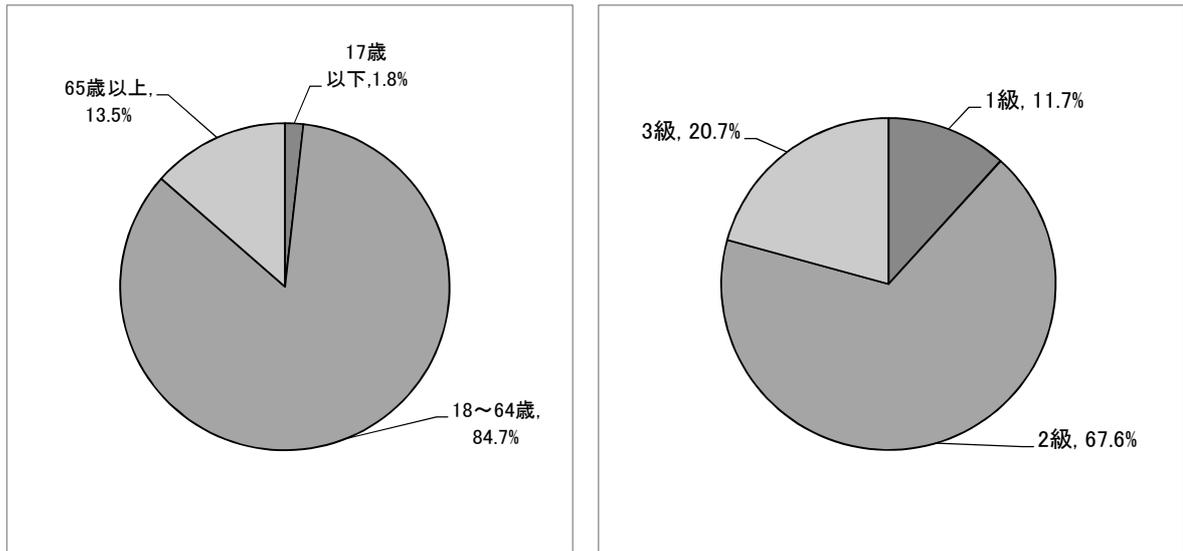
●精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移（各年度末現在）



●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年度末現在）



●年齢別・等級別所持割合（令和元年度111人）



(5) 医療費制度、補装具費の支給、福祉手当等

●医療助成制度受給者数の推移（各年度末現在）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療(精神通院)	205	203	220
自立支援医療(更生医療)	11	10	9
自立支援医療(育成医療)	2	1	2

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重度心身障害者医療費助成 実利用者数	292	268	251

●各種福祉手当支給者数の推移（各年度末現在）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別障害者手当		16	16	17
障害児福祉手当		11	10	7
特別児童扶養手当		25	26	24
在宅重度障害者 福祉手当	在宅重度知的障害者 福祉手当	6	5	4
	寝たきり身体障害者 福祉手当	0	0	0

●身体障がい者の補装具費の支給状況（各年度末現在）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
購入	13	12	9
修理	14	15	7
合計	27	27	16

3. アンケート調査からみた障がい者の状況等

アンケートによると、障がいのある人は自分の健康や仕事・収入、介助者や家族のことなどの悩みを継続して抱えていることがうかがえます。また、障がいの種類や程度などにより、ニーズは異なっており、家族等介護者の高齢化もうかがえます。こうしたニーズ動向に基づき、悩みや不安を少しでも軽減するために、利用者本位の施策展開を図っていくことが求められます。

(1) 障がいのある人の状況

同居している人は、「父母」が 45.5%と多く、次いで「配偶者（夫または妻）」や「兄弟姉妹」が続き、「いない（一人暮らし）」は 10.2%となっています。なお、手帳別でみると療育手帳所持者は施設などへ入居している方も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では一人暮らしの方が目立ちます。

また、将来、どのように生活したいと思うかについては、全体では「今のまま生活したい」が多くを占めていますが、療育手帳所持者では「グループホームなどを利用したい」という回答が多く、親亡き後などの生活の場づくりが求められています。

(2) 働くための環境づくり

「収入を得る仕事をしている」が全体の 29.9%となっており、その勤務形態は、「パート・アルバイト」が 30.4%と最も多く、次いで、「正職員（他の職員と勤務条件などが同じ）」が続いています。

仕事をするために、必要なことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解がある」が 47.1%と多く、次いで「通勤手段が確保できる」が続き、主に職場での理解などの促進が求められています。

(3) 安心・安全なまちづくり

外出を週1回以上している人が 83.4%と多くを占めていますが、外出時に困ることでは、「公共交通機関がない、または少ない」が 34.8%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」、「困った時にどうすればいいのか心配」、「発作など突然の身体の変化が心配」、「道路や駅、施設に階段や段差が多い」が続いています。

外出するときの支援について手帳別でみると、療育手帳所持者では「いつも支援が必要」が 48.9%と最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者では「いつもは一人で行けるが、調子の悪いときは支援が必要」が 23.5%と少なくありません。

(4) 家族からの介護や介助

介助の必要性については「必要ない」が43.9%と多くを占めますが、必要な人の主な介護者としては「父母・祖父母」が25.7%と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」、「ホームヘルパーや施設の職員」が続いています。

介助者が家族の場合、介助者の年齢は「40～64歳」が48.8%と最も多く、次いで「65歳以上」が続き、今後の介助者の高齢化が伺われます。

(5) 生活での心配や不安

ふだんの生活で困っていることは、「自分の身体・健康のこと」が52.9%と高くなっています。次いで「生活費・収入や金銭管理のこと」、「仕事・就職のこと」、「介助者や家族のこと」、「住宅や生活の場所のこと」、「生活支援の相談・サービスのこと」が続いています。

地域で生活するためには、どのような支援が必要かについては、全体では「経済的な負担の軽減」が61.0%と最も多くなっていますが、身体障害者手帳所持者では「必要な在宅サービスが利用できる」や「在宅で医療ケアが受けられる」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談の対応が充実」が続いています。また、療育手帳所持者では「地域住民等の理解がある」が少なくありません。

(6) 暮らしやすいまちづくり

障がいがあることで差別や嫌な思いをすることが「ある」は全体では37.4%で、精神障害者保健福祉手帳所持者で51.4%、療育手帳所持者で42.0%と多くなっています。

また、災害時や緊急時のことでは、助けてくれる人が「いない」との回答が25.1%あり、支援体制の強化の必要性が伺われます。

(7) 障がい福祉サービスの利用

各種サービスの利用状況としては「相談支援」が13.9%と高く、次いで「生活介護」と「就労継続支援（A型、B型）」、「施設入所支援」、「自立訓練」と「短期入所（ショートステイ）」、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「就労移行支援」の順で続いています。

今後の利用意向では、全体では「相談支援」が46.0%と最も多く、次いで「自立訓練」と「就労定着支援」、「自立生活援助」、「就労継続支援（A型、B型）」と「短期入所（ショートステイ）」の順で続いています。なお、手帳別でも、いずれも「相談支援」が最も高く、様々なサービスなどにつなぐ相談支援の重要性が伺われます。

次いで身体障害者手帳所持者では、「短期入所」、「居宅介護」、「生活介護」が続き、介護に関わるサービスが上位となっています。

療育手帳所持者では、「就労継続支援（A型、B型）」、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」がともに40.0%に達し、日中活動や居宅系サ

ービスが上位となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「就労定着支援」が 40.0%に達し、次いで「自立訓練」や「就労継続支援（A型、B型）」が続き、日中活動系サービスが上位となっています。



第3節 障がい者施策の重点課題

制度改正等の動きや町の障がいのある人の状況から、本計画期間中に取り組みべき重点課題を以下のようにまとめます。

課題1：相談機能の強化

障がいのある人が地域や家庭で暮らしていくためには、生活を支えるためのサービスや相談体制が重要になります。発達障害等では専門性が求められることも多く、ニーズも高まっています。また、相談体制については相談支援の拠点として、基幹相談支援センターの設置等により、相談機関における連携体制の強化を進めていくことが重要です。

課題2：地域生活への移行とその基盤整備

障がい重い、介助者がいない、利用者の高齢化などで施設利用者は多い状況ですが、地域移行が可能な施設入所者・入院者については、本人の希望に応じて、できる限り地域で暮らせるように支援していく必要があります。グループホームは整備されてきたところですが、親亡き後の暮らしの場の確保を支えるサービスや支え合い活動などと連携して、地域での生活を継続支援していく必要があります。また、精神障害の予防や早期発見に力を入れていくことが必要です。精神障害のある人のサービスの提供、就労支援をはじめ、地域移行支援・地域定着支援の取り組みを推進していくことが課題です。

課題3：障がい者の権利を守るしくみづくり

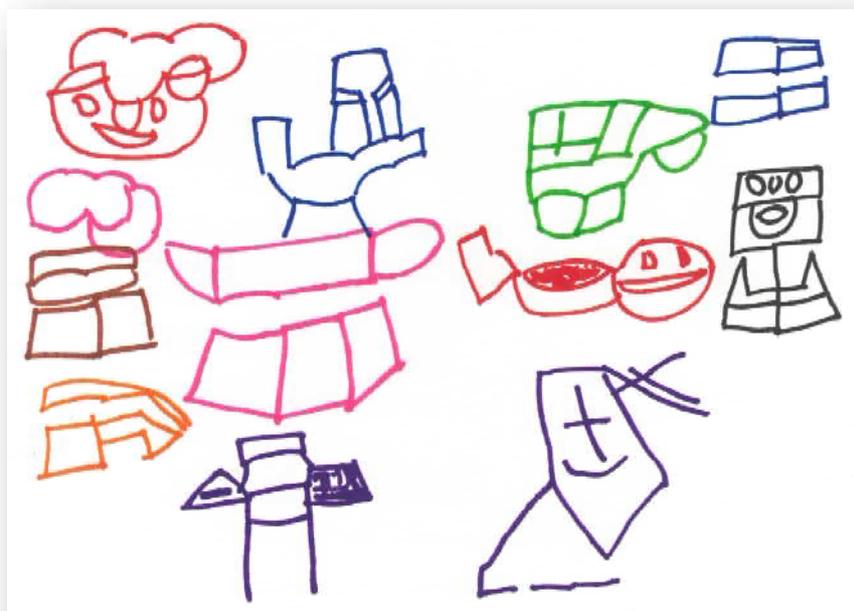
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、これまで以上に不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を進めていくことが重要です。しかしながら、アンケート調査でも障がいを理由に嫌な思いをしたことがあるという意見もみられ、継続して正しい理解を深める取り組みを進めていく必要があります。また、知的障害などにより判断能力が不十分な人については、本人の希望を尊重しつつ様々な権利を守るしくみが必要です。あわせて、障がい者の虐待防止に向けた取り組みが求められており、これまでのネットワークをさらに連携して対応していくことが課題です。

課題4：障がい等で支援が必要な人の支援施策の連携

障がい者の高齢化、重度化と重複化が進んでおり、障がいのある人とその家族の支援が重要となっています。このため、共生社会の実現を目指して、高齢者施策や子育て支援施策との連携をさらに強化して、支援が必要な世帯を支えていくための効果的な取り組みなどを取り入れていくことが課題です。

課題5：災害対策の推進

平成23年の東日本大震災や令和元年房総半島台風等、大規模な自然災害の発生により不安が増大しています。障がいのある人とその家庭においては、緊急時に対する不安が大きいことから、これまでの取り組みを活かして、災害情報提供や避難体制なども含めた支援の充実を進めていくことが重要な課題です。



第4節 計画の基本方針

1. 基本理念

障がいのある人もない人も助け合い
支え合って共に生きる 九十九里

ライフステージに沿った施策の展開

障がい者施策は、保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、適切な支援を受けるためには、支援する側の担い手が各分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。また、分野横断的な施策展開の推進により、ライフステージに沿った継続的で切れ目のないサービスの実施に取り組んでいく必要があります。

障がいのある人もない人も地域みんなで取り組む活動の推進

障がい者をめぐる生活課題が複合化、多様化するなか、公的サービスだけでは障がい者の自立と社会参加を支えていくことはできません。「自分でできることは自分で」、「地域でできることは地域で」、「自分や地域でできないことを公共が支える」を基本に、地域ぐるみのまちづくりを進めていくことが求められます。「我が事・丸ごと」の地域づくりとして、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成や、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」の導入などを踏まえ、地域の実情にあったサービスの実施に取り組んでいく必要があります。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げて推進します。

基本目標1 地域で暮らす基盤づくり

障がい者が地域で生活できるよう相談体制と情報提供の充実を図るとともに、必要な生活を支援するためのサービスの充実、並びに日中活動や居住の場の確保を図ります。あわせて、健康増進施策、子育て支援施策、高齢者施策との連携を図り、障がいのある人とその家族が地域で自立して暮らせるための支援を推進します。

基本目標2 自立と社会参加を進める機会づくり

障がい等で支援が必要な子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育を推進するとともに、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた働く場、スポーツ・レクリエーション等や文化活動の場づくりに努め、障がい者が自立した生活を送り、様々な活動への参加が広がるように支援します。

基本目標3 互いに認め合い安心できる環境づくり

障がいのある人の様々な障壁（バリア）を取り除き、障がいについての理解を深めるとともに、地域で協力し合い、支え合うネットワークづくりを進め、快適で安心できる居住環境づくりを進めます。

第2章 第4次障がい者基本計画

第1節 地域で暮らす基盤づくり

1. 相談体制と情報提供の充実

(1) 相談支援

◆現状と課題◆

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解して適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。町では、社会福祉課を中心に庁内各課や社会福祉協議会が連携し、相談を受けています。また、広域でより専門的な相談を行う機関として「千葉県山武健康福祉センター（山武保健所）」や「千葉県東上総児童相談所」、「中核地域生活支援センター」をはじめとし、圏域内に相談支援事業所があります。さらに、身体障害者相談員（2名）、知的障害者相談員（1名）、民生委員児童委員・主任児童委員（39名）なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

◆施策内容◆

障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障害・高次脳機能障害などをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がい者や家族、介助者等が抱える複合的な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。そのために、社会福祉課が障がい者支援の第一義的な窓口となるとともに、庁内各課や社会福祉協議会、その他広域の関係機関、相談支援事業所等とのネットワークづくりを進めます。

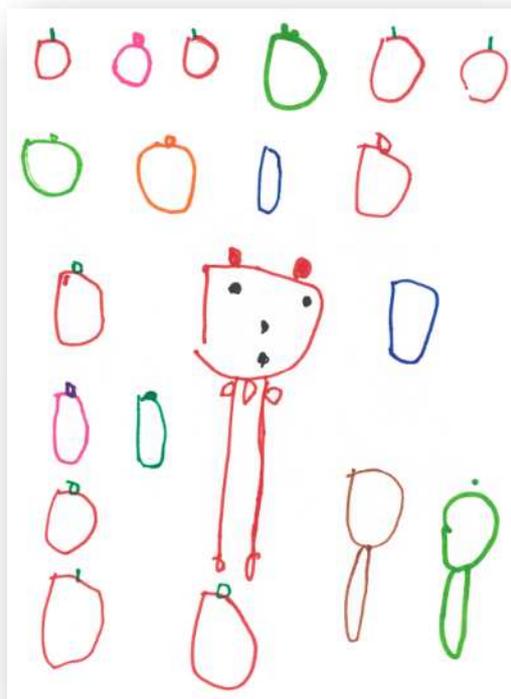
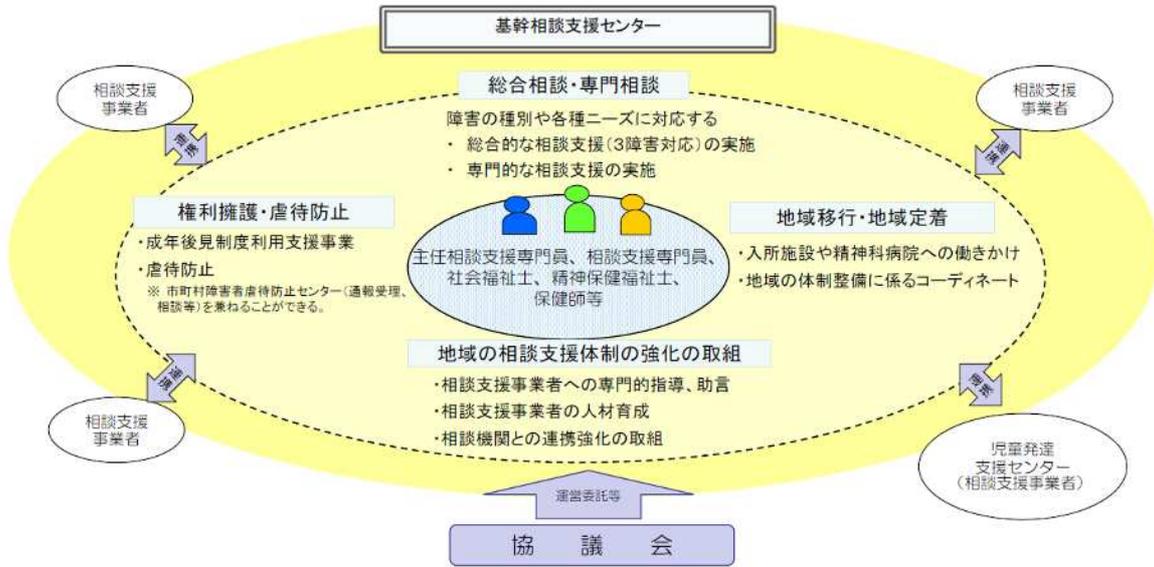
今後は、障害福祉サービス利用量が増加し、地域移行・地域定着を進め、相談支援の重要度が高まってくることが見込まれます。相談支援体制の強化に向けて、障害福祉サービス利用者には「サービス利用計画」の作成を拡大していくため、相談支援事業者と連携してサービス提供機関、サービス利用計画の作成など連絡調整を図っていきます。

各相談場所では、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応やそのための相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。

また、地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センター設置に向け山武圏域の各市町と協議検討を進めています。

●基幹相談支援センターのイメージ（厚生労働省資料より）

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行う。



(2) 権利擁護の推進

◆現状と課題◆

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に障害者差別解消法が施行されており、差別解消を推進するための広報・周知を強化し、意識の高揚を図っていく必要があります。

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利を守るしくみの強化が求められています。障がい者の権利を守るしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。また、サービスの質を確保するために、第三者評価や苦情相談などのしくみも制度化されています。

町における「日常生活自立支援事業」は、社会福祉協議会が対応し、必要に応じて中核地域生活支援センターと連携し、「千葉県後見支援センターすまいる」(千葉県社会福祉協議会)につないでいます。

「成年後見制度」は、民法上の規定で、家庭裁判所に申し立てを行い、手続きをするもので、平成24年度からは身寄りのない障がい者が利用する場合の「成年後見制度利用支援事業」が、地域生活支援事業の必須事業となりました。また、障害者虐待防止法に関連した施策の展開などを含めた障がい者の権利擁護に向けた体制づくりが重要となっています。

●日常生活自立支援事業・成年後見制度の概要

区分	内容	
1 日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見:ほとんど判断できない人が対象 ②保佐:判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助:判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見(判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	

◆施策内容◆

行政機関や事業者は、障がいを理由として不当な差別的取扱いを禁止することを徹底していきます。そのため、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を基本に推進します。今後も、福祉サービスの利用などに関する権利を擁護するため、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」について周知を図り、相談への対応、利用についての支援に努めます。また、第三者評価の実施促進などにより、福

祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。さらに、家庭・地域での虐待や金銭詐取などに関する意識・認識を深めるための啓発に努めます。

また、障害者虐待防止法の施行により、平成24年10月から障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置しており、相談体制の確立と虐待防止ネットワークの強化を図ります。

認知症、知的障害その他の精神上の障がいがある人の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段である成年後見制度については、普及啓発に努め制度利用につなげるための支援体制整備に取り組みます。

平成29年4月に施行した「九十九里町職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、差別の解消に向けた取り組みを推進し、各業務において「合理的配慮」に努めます。また、自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会を設置しており、圏域内での協議の場として地域をあげて取り組んでいきます。

(3) 情報提供とコミュニケーションの支援

◆現状と課題◆

視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

◆施策内容◆

福祉サービス等に関する情報について、町で作成した「障がい者のしおり」やホームページの有効活用をはじめ、様々な方法等を取り入れて情報提供に努めます。

地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」や「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベントなどでの手話奉仕員や要約筆記者の活用、点字、音声コード、音声翻訳ソフトの活用など、障がいの特性に応じた幅広い情報の提供を行います。

また、山武郡市手話奉仕員養成研修が実施されており、参加を促進しながら、手話で日常会話を行うために必要な「手話における単語」及び「手話表現技術」の習得に努めます。

(2) 在宅生活の支援

◆現状と課題◆

在宅での暮らしを支援するサービスは、障害福祉サービスを中心に、手当やその他のサービスを組み合わせて利用し、在宅生活での障がい者本人が、自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかといった「生活の質（QOL：quality of life）」を高め、家族などの介護負担の軽減を図ることが、地域移行を進めていく上でも重要です。

●主な在宅生活支援サービス

対 象				名 称	概 要	障害者総合支援法の摘要
身	知	精	児			
○	○	○	○	ホームヘルプサービス(居宅介護)	家庭への訪問介護員の派遣、通院の付き添い等	自立支援給付
○			○	重度訪問介護	重度肢体不自由者への訪問介護員の派遣、移動介護等	自立支援給付
	○	○	○	行動援護	外出時の移動介護等	自立支援給付
○				同行援護	視覚障害者の外出時の移動介護等	自立支援給付
○	○		○	重度障害者等包括支援	最重度の障害者にホームヘルプサービスなど各種サービスを提供	自立支援給付
○	○	○	○	ショートステイ(短期入所)	障害者入所施設等への短期間の宿泊	自立支援給付
○				訪問入浴サービス	入浴車で訪問し、入浴を介護	地域生活支援事業
○			○	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣	地域生活支援事業
○	○	○	○	移動支援事業	自立支援給付の移動介護等の対象外の外出支援	地域生活支援事業
○			○	補装具費の支給	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理費用の支給	自立支援給付
○	○		○	日常生活用具の給付	日常生活を支援する用具の支給	地域生活支援事業
○	○	○		障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給	
○	○	○	○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)、特別児童扶養手当の支給	
○	○			在宅重度知的障害者・寝たきり身体障害者福祉手当	在宅重度知的障害者と寝たきりの身体障害者に手当を支給	
○	○	○	○	重度心身障害者(児)医療費助成	1～2級の身体障害者(児)とA以上の知的障害者(児)、1級の精神障害者に医療費自己負担分を助成	
○	○	○	○	県心身障害者扶養年金	保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給。加入し掛金を積み立てることが必要	
○	○	○	○	税制上の特別措置	所得税、住民税の障害者控除等	
○	○	○	○	利用料等の特別措置	公共交通運賃、公共施設入園料の割引等	
○	○			町福祉タクシー利用助成	重度の身体・知的障害者にタクシー初乗り料金分の利用券を年間最大24枚支給	

◆施策内容◆

障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）や補装具費の支給の円滑な提供を図るとともに、地域生活支援事業における日常生活用具給付などの充実を努めます。また、障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の「福祉タクシー利用助成」などの事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、経済的自立に向けた手当支給制度の周知、国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

(3) 日中活動への支援の充実

◆現状と課題◆

日中活動の場への支援は、障がい者の自立と社会参加の場として訓練・作業・交流などを行う「九十九里町福祉作業所」をはじめ、町内及び圏域内の日中活動系サービス事業所や地域生活支援センターが利用されています。日中活動の場については、特別支援学校卒業生や精神障がい者などの利用が増えており、今後一層の充実が求められます。

◆施策内容◆

利用者ニーズと施設運営主体の意向を把握しながら、訓練の場、創作活動の場など日中活動の場の拡充に向け、町内外の社会福祉法人やNPO法人等による通所型サービスの充実を図ります。

(4) 居住の場の確保

◆現状と課題◆

障害福祉サービスにおける居住系サービスは、「施設入所支援」と「共同生活援助（グループホーム）」があり、地域生活支援事業で「福祉ホーム」の入所支援と、千葉県の事業による「知的障害者生活ホーム」や「精神障害者ふれあいホーム」があります。グループホームは町内で増えてきており、利用者に家賃の一部補助を実施しています。長期的な視点で地域の居住の場を提供していくことが課題です。

◆施策内容◆

施設入所支援、グループホームの利用者の状況把握と、生活の質の向上に向けて、自立支援協議会等で検討及び連携を図っていきます。グループホームの確保については、自立支援協議会で継続して協議しながら、確保に向けた支援等を検討します。グループホーム利用者の家賃の一部補助については、国の制度を基本に利用者の負担軽減を図るため、充実を図ります。

3. 障がい等で支援が必要な子どもの育成・教育

(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

◆現状と課題◆

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

◆施策内容◆

町では、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や乳児全戸訪問をはじめ、健康教育・相談など、切れ目ない支援を目指した母子保健事業の充実に努め、その拠点的機能を確保するため、子育て世代包括支援センターを設置しています。また、育ちの遅れや障がいなどで発達に不安がある子どもと家庭には、子育て相談をはじめ、個別やグループによる指導・支援、児童発達支援や相談サービスの利用を促進します。児童福祉法の改正により、障害児福祉サービスとして、障害児通所支援による療育と相談支援の機能の充実に努めるため、相談支援事業者と連携して、障がいのある子どもの居宅サービス等の利用にあたって、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2) 就学前保育・教育の推進

◆現状と課題◆

町内のこども園では、障がいにより支援が必要な子どもの受け入れに努めており、障がいのある子もいない子も、共に地域で育つ環境づくりを目指していきます。

◆施策内容◆

今後も、保育教諭などの人員の充実や指導員の派遣、研修等により教育・保育内容を充実していきます。また、障がい児の教育・保育について、小学校、特別支援学校、町（教育委員会、健康福祉課、社会福祉課）、県（児童相談所、山武健康福祉センター等）の連携強化に努めます。

(3) 子育て支援・障がい児福祉サービスの推進

◆現状と課題◆

障がいのある子どもの成長段階、個々の状況をとらえ、切れ目ない支援が行えるように、サービス利用の際の障害児支援利用計画の作成とあわせて、情報共有による支援体制の充実や、放課後の過ごし方の支援など障がい児支援の方策が課題となっています。

◆施策内容◆

発育・発達に関する不安のある児童とその子育て家庭に切れ目のない支援を行う体制づくりと子育ての不安の低減のため、母子保健事業や子育て支援サービスの利用を促進します。発達の遅れや障がいなどで支援が必要な子どもについては、児童発達支援等の障害児福祉サービスの利用を促進します。

また、放課後や夏休み等における子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として、放課後等デイサービスの利用機会を確保します。

4. 保健・医療サービスの推進

(1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

◆現状と課題◆

障がい者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障がいの防止・軽減に向けた周産期医療や子ども医療、様々な症状の障がい児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障がいの軽減のための高度救急医療などを充実していくことが求められます。また、「重度心身障害者（児）医療費助成制度」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院公費負担）」の適切な利用を図っていくことが求められます。

◆施策内容◆

障がいの予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに向け、医師会や県などと連携しながら、医療従事者への障がい者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医療機関の整備・充実や医師等の確保など、医療体制の高次・専門化を促進していきます。

リハビリテーションについては、医療機関や介護サービス事業所、県・町が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練、身体障がい者・難病患者のリハビリテーション、精神保健のデイケア、精神保健相談などの充実を図ります。

また、障がいの軽減や身体機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者（児）医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進していきます。

(2) こころと体の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

人生を豊かにいきいきと生活するための基本は健康であり、健康づくり、疾病予防、治療、リハビリテーション、在宅ケアといった保健・医療サービスをライフステージに応じて提供していく必要があります。

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特徴、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

◆施策内容◆

各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策として生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。あわせて、不安・ストレスな

どのメンタルヘルス対策や自殺予防対策については、自殺対策計画に基づき重点的に取り組みます。これらの施策は住民全体を対象とするものですが、障がい者一人ひとりの健康の維持・増進につながる対応に努めます。

(3) 依存症対策の推進

◆現状と課題◆

アルコール、薬物及びギャンブル、ゲーム等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要です。

◆施策内容◆

様々な関係機関と密接に連携し、依存症である者等及びその家族に対する支援に努めます。



第2節 自立と社会参加を進める機会づくり

1. 教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

◆現状と課題◆

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）など発達障害を含め支援が必要な子どもたちの教育環境の一層の充実を図るため、特別支援教育の推進をしており、町立の小学校3校と中学校1校では、障がいや発達の遅れで支援が必要な児童・生徒の学びを支援するため、特別支援学級を設置しています。また、特別支援学校に通学している児童・生徒は令和2年2月現在で20人となっています。支援が必要な子どもの実態を踏まえ、支援体制の確立と、地域で共に学び育つ教育のニーズへの対応が課題です。

◆施策内容◆

今後も、各校の「特別支援教育コーディネーター」を中心に、児童・生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた特別支援教育を推進していきます。そのために、支援が必要な子どもすべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、必要に応じて介助員の配置を促進していきます。

2. 雇用・就労の促進

(1) 一般就労の促進

◆現状と課題◆

障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「千葉障害者職業センター」などが主体となり、法定雇用率の設定をはじめとする雇用の底上げや、職親制度、トライアル雇用、ジョブコーチ等の制度の利用促進など職場適応への支援が行われています。障がい者の雇用促進に向けては、障害福祉サービスの就業移行支援事業等から一般就労につながるように、障害者就業・生活支援センターや福祉施設、自立支援協議会などと連携を図って取り組んでいくことが重要です。障がい者雇用に対する事業所の理解は進んできていると思われませんが、社会経済状況の影響も受けやすい面があり、各種制度の活用を促進しながら、町内や近隣市町での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。民間企業の障がい者の法定雇用率は令和3年3月から2.3%に引き上げられ、職場環境や職種など働き方などにも配慮し

ながら雇用拡大について検討していく必要があります。

◆施策内容◆

今後は、県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者にも雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。

また、障がい者が就業している事業所に対しては、従業員の意識啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を働きかけるとともに、一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。

さらに、圏域内の障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就業支援のための基盤の強化を促進していきます。町商工会や社団法人千葉県雇用開発協会などと連携しながら、相談や情報提供などを通じて、自営業や在宅就労の支援、起業の促進を図ります。

(2) 庁内雇用の促進

◆現状と課題◆

役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割が求められており、地方公共団体の障害者法定雇用率は、令和3年3月から常用労働者の2.6%以上（重度身体障がい者、重度知的障がい者の場合は、週20時間以上30時間未満の勤務者を1人、週30時間以上の勤務者を2人としてカウント）となります。

◆施策内容◆

今後も、行政自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員の意識啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

(3) 福祉的就労の促進

◆現状と課題◆

障害福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援の利用者は増加しています。利用者が意欲的に活動し、安定したサービス提供ができるように、サービス事業者の努力だけでなく、新たな仕事、製品づくりについて、行政や地域が協力していくことが求められます。

◆施策内容◆

各施設において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、合理的配慮について啓発し、支援に努めていきます。町では「障がい者施設からの物品等の調達の推進に関する方針」を定めており、住民・企業・行政が、障がい者に

適した物品を発注し、授産品を活用することを積極的に促進します。また、就業継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、新卒者や一般就労に自信をなくしている方、高齢障がい者などの受け入れを促進していきます。

3. 多様な活動への参加促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動等の参加促進

◆現状と課題◆

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、生活の質の向上や自己実現だけでなく、住民同士の交流にもつながりますが、開催情報の周知不足など、参加しにくい面があります。町では、障がいのある人もない人も広く参加できるように促進していく必要があります。また、平成30年6月に文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者文化芸術推進法」が施行され、障がい者の作品の発表の機会を確保するよう求められています。

◆施策内容◆

生涯学習に関する情報提供を行い、多様な講座・教室の開催や側索活動や発表の機会を提供するとともに、地域における多様な活動への参加を支援します。

また、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の促進、県の障がい者スポーツ大会などへの参加・普及を促進します。

(2) 障がい者団体の活動支援

◆現状と課題◆

町内の障がい者や家族が活動する団体として、「九十九里町身体障害者福祉会」や、「九十九里町手をつなぐ親の会」、「山武郡市精神障害者家族会のぞみ会」、「山武郡市聴覚障害者協会」などがあります。こうした団体の活動は、障がい者や家族の悩みの解消、情報交換、交流などのためだけでなく、住民の福祉に対する意識啓発をしたり、福祉制度・サービスの改善を要望し、実現につなげたりといった役割もあります。なお、近年は、このような団体がサービス提供主体となるケースも増えていますが、会員の高齢化も課題となっています。

◆施策内容◆

障がい者団体への加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、身体障害、知的障害、精神障害それぞれに分化している各団体の相互交流を促進していきます。

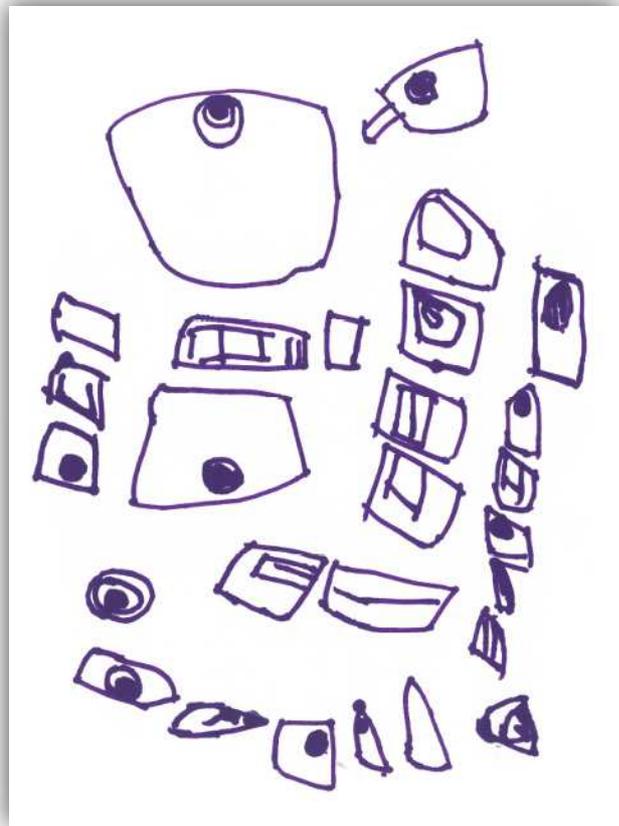
(3) まちづくり活動への参画の促進

◆現状と課題◆

「ノーマライゼーション」の実現のためには、障がい者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

◆施策内容◆

今後、町で実施している各種施策・事業などについて、障がい者団体をはじめ、様々な方々からの意見聴取に努めるとともに、町の取り組み状況を情報提供します。また、障がい者自身が他の障がい者を支援する「ピアサポート」活動など、障がい者が経験や能力を生かして行う地域貢献活動を促進します。



第3節 安心してきて人にやさしいまちづくり

1. 人にやさしいまちづくり

(1) 障がい者にやさしい公共空間の整備

◆現状と課題◆

道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置など、バリアフリーに配慮した取り組みが進められてきました。これからは、高齢者や身体障がい者への対応に偏重することなく、知的障がい者、精神障がい者、外国人、子ども、子ども連れなど、すべての利用者に配慮するユニバーサルデザインの考え方をさらに取り入れて進めていくことが必要です。近年整備した町の施設はバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した整備となっています。町への来訪者の利用も含め、障がい者が安心して外出し、憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを一層進めていくことが求められています。

◆施策内容◆

今後も、道路や公園、公共建築物などについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき必要に応じてユニバーサルデザインに配慮した改修・整備に努めます。

(2) 暮らしやすい住宅づくりの促進

◆現状と課題◆

暮らしやすい住宅は、障がい者が地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

◆施策内容◆

居宅のバリアフリー化の負担軽減に活用できる住宅改修費助成について周知し、利用を促進します。また、国等の融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。

(3) 外出手段の確保

◆現状と課題◆

バス、タクシー、JRなど、公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面で障がい者への一層の配慮が求められます。一方、障がい者の外出支援策については、社会福祉協議会による福祉車両の貸出しや、社会参加を目的とした移動支援事業が利用されています。さらに、「福祉タクシー利用助成」や「自動車運転免許取得費の助成」「自動車改造費の補助」を行うとともに、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」

の割引制度などがあります。

◆施策内容◆

公共交通機関については、公共交通会議の意見を基に、路線の確保や利便性の向上、バリアフリー化、バス車両の低床化、安全対策の充実などに努めていきます。また、交通安全対策の充実に努めます。

外出支援策については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、移動支援事業や福祉タクシー利用助成事業を継続して実施します。今後も障がい者の社会参加を促進するため、サービスの周知と利用促進に努めます。

なお、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を利用する人の行動範囲がより広がるよう、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。

（4）生活安全対策の推進

◆現状と課題◆

災害時の支援体制などの確保を図っていますが、初期活動は、日頃からの地域での見守りが不可欠といえます。また、近年社会経済活動の活発化や変化が大きく、交通事故や消費生活などの安全面での不安が増大しており、地域ぐるみで防犯・安全対策を強化していくことが求められます。

◆施策内容◆

「九十九里町安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」（平成18年7月施行）に基づき、住民が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみでの安全・安心なネットワークづくりを推進します。防災については、九十九里町地域防災計画に基づいて、障がい者や高齢者に配慮した防災対策を推進します。避難生活が長期化する際の、高齢者、障がい者等に対応するため、地域内の障害者支援施設との協定を締結して福祉避難所を確保しており、今後も拡充に努めます。

山武郡市の自治体間で、地震、津波、水害、火災等による大規模災害に対応するため相互応援に関する協定が締結されており、相互応援体制が確保されています。また、消防署や消防団、自主防災組織などが連携しながら、日常生活において注意が必要な65歳以上の一人暮らしの方に対して、緊急通報システムの普及を促進するとともに、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実に努めます。特に、ひとり暮らしの障がい者、障がい者と高齢者の世帯などについては、地域住民や関係機関との連携による支援体制の確保に努めます。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、障がい者の各種犯罪被害の発生の防止に努めます。

交通安全対策については、視覚障がい者誘導ブロックの設置促進など交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、住民や事業者の協力を促進します。

2. わかり合い支え合う地域づくりの推進

(1) 啓発・広報の推進

◆現状と課題◆

千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者差別禁止条例）」を全国で初めて成立させ、平成19年7月から施行しています。その後、国が差別撤廃条約を批准し、平成25年に障害者差別解消法が施行されました。また、千葉県では、聴覚に障がいのある方の意思疎通のために「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が平成28年から施行されました。このように法的整備が進められるなか、障がい者福祉についての関心や理解は高まっていると思われませんが、継続した取り組みが必要であり、日常的な交流・ふれあいを一層拡大していくことが求められます。

◆施策内容◆

障害者差別解消法をはじめとする障がいに関する情報の周知を、広報等を通じて継続的に行います。また、山武圏域自立支援協議会と連携して理解促進のための研修会や啓発活動を実施します。障がい者福祉のことを住民がより深く理解するため、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会の拡充、障がい者を対象にした行事・イベント・学習会等に多くの住民の参加を促進します。また、障がい者団体やボランティア団体に対して事業の実施を働きかけます。

さらに、外見からは障がいがあることが分かりづらい内部障害、難病等について、ヘルプカード及びストラップ型ヘルプマークの普及・啓発なども含め理解を深めていきます。

(2) 福祉教育の推進

◆現状と課題◆

町内のこども園、小・中学校、高校の生活のなかで、福祉の体験学習やボランティア教育などを行っています。また、生涯学習のあらゆる機会を通じて、住民一人ひとりの福祉教育を推進していくことが求められます。

◆施策内容◆

学校やこども園では、各学校の教育計画に基づき、福祉の体験学習やボランティア活動を取り入れながら推進するとともに、地域の福祉施設や社会福祉協議会の協力を得ながら福祉教育の普及を図ります。各種講座の開催など、住民を対象とする福祉教育を推進し、福祉への意識の高揚を図ります。

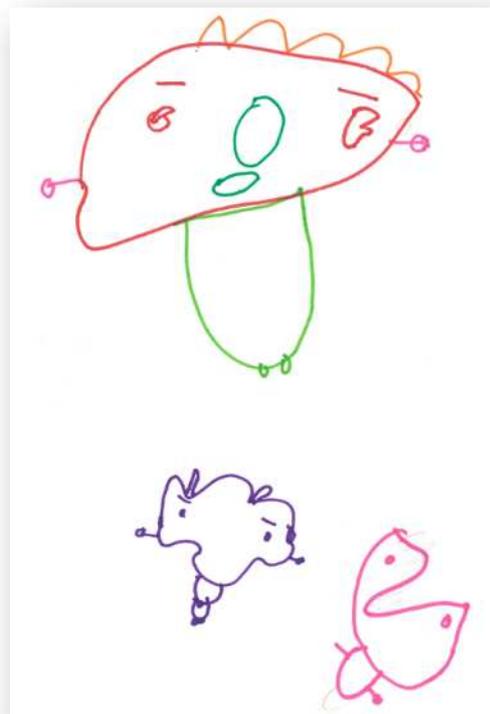
(3) 地域福祉の推進

◆現状と課題◆

障がい者が地域で安心して暮らせるためには、地域住民が日頃から障がい者を支えていくことが重要です。町では、隣近所の住民同士、また、自治会、婦人会などの地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員・主任児童委員、身体・知的障害者相談員などが、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動を展開しています。さらには、手話通訳など、障がい者福祉に関わるボランティア活動も行われています。今後は、このような担い手や活動団体などと協働して、障がい者を支える地域の輪を拡大していくことが求められます。

◆施策内容◆

今後も、社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会の活動などを通じて、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア育成講座などを通じて、これまで活動に参加したことのない住民のボランティアへの参画を促進していきます。共生社会の取り組みに向けて、権利擁護や共生型サービスの導入について具体的な方策を示し、推進していきます。また、NPO等の育成・活動支援を行うとともに、住民参加型サービスグループ等の設置の検討をします。



第3章 第6期障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本理念

障がい福祉計画では、以下の基本理念の下に推進していきます。

基本理念1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

基本理念2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障害、知的障害、精神障害、難病等の障がい者等が地域で必要な障害福祉サービスを利用できるように情報提供を行うとともに、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業・組合など、地域の福祉資源を最大限に活用しながらサービス提供体制の確保に努めます。

基本理念3 地域生活への移行・継続支援に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供も含め柔軟なサービスの提供等に取り組みます。

基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしと生きがい、地域を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりに取り組むための仕組みづくりと、各種福祉施策との連携や共生型サービスなど柔軟なサービスの確保等を目指します。

基本理念5 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくため、それを担う人材を確保する専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

基本理念6 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえて文化芸術等の多様な活動機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第3節 障がい福祉の計画の成果目標の設定

国の基本指針に基づき、令和5年度を目標にし、成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活移行

町では、入所者数の削減目標を1人、入所から地域生活に移行した人数の目標を2人と設定します。

国:施設入所者の地域生活への移行【継続】	・地域移行者数:令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数:令和元年度末の1.6%以上削減
----------------------	---

●「施設入所者の地域生活移行」の成果目標

項目	数値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数	16人	令和元年度末の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
【目標値】施設入所者削減見込	1人	令和5年度末段階での削減見込数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、県、市町、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を、平成30年に設置しています。今後も円滑なシステム構築のため、県と山武圏域3市3町で連携を図っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

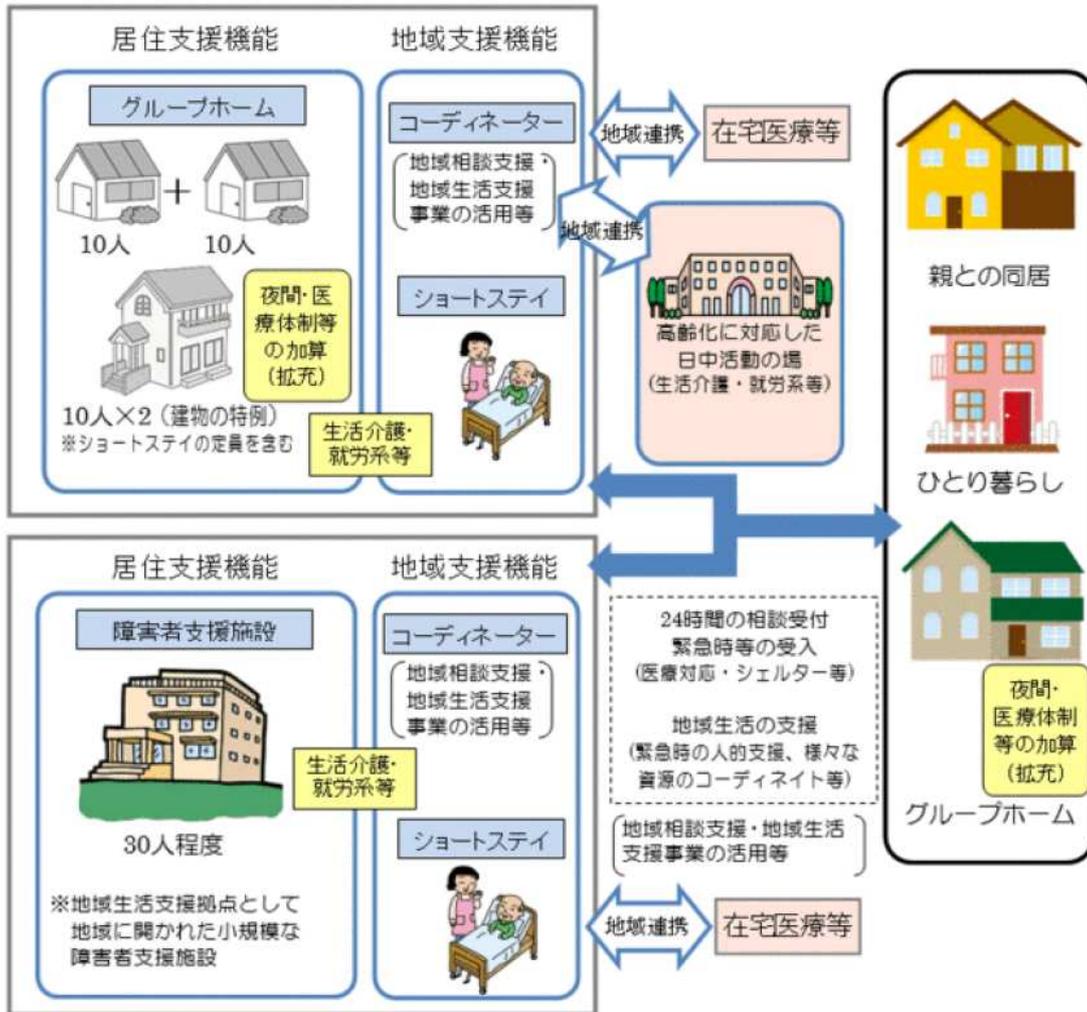
地域生活支援拠点等については、山武圏域の各市町との協議を踏まえ、令和5年度末までに整備を検討していきます。

国:地域生活支援拠点等が有する機能の充実	各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
----------------------	---

●地域生活拠点の成果目標

項目	数値	備考
令和元年度末の整備数	0	令和元年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1	令和5年度末までの整備箇所数

(参考) 地域生活支援拠点等の整備については、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり)があげられています。



(厚生労働省資料)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携強化と事業所等への啓発を推進し、雇用の拡大を図ります。また、希望に応じ就労し収入を得て継続して働くことができる環境づくりに努めます。

<p>国：福祉施設から一般就労への移行等【拡充】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍 ・就労移行支援事業利用者：令和元年度の 1.3 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型：1.23 倍【新】 ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち 7 割以上の利用【新】 ・就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上【新】
------------------------------	---

●福祉施設から一般就労への移行等の成果目標

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	0 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	1 人	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和元年度末の就労移行支援事業就労者数	5 人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業就労者数	6 人	令和5年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数
就労継続支援 A 型事業所からの一般就労者数	1 人	令和元年度において就労継続支援 A 型事業所から一般就労した人の数
【目標値】就労継続支援 A 型事業所からの一般就労者数	2 人	令和5年度末時点の一般就労者数
就労継続支援 B 型事業所からの一般就労者数	0 人	令和元年度において就労継続支援 B 型事業所から一般就労した人の数
【目標値】就労継続支援 B 型事業所からの一般就労者数	1 人	令和5年度末時点の一般就労者数
【目標値】一般就労者のうち就労定着支援事業利用者数	1 人	令和5年度末時点の就労定着支援事業利用者数の7割以上を見込む(平成 30 年度からの事業)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国：相談支援体制の充実・強化等 【新規】	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。【新】
-------------------------	---

●相談支援体制の充実・強化等の成果目標

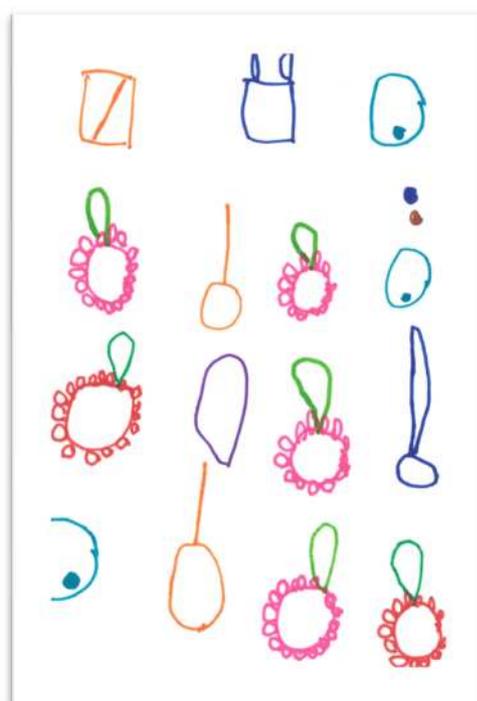
自立支援協議会等において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の促進に向けた研修を実施するとともに、相談支援体制の強化・充実に向け令和4年度までに基幹相談支援センター設置を目指します。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。【新】
--------------------------------------	--

●障害福祉サービスの質を向上させるための取組の成果目標

障害福祉サービス等に係る研修への参加、また、障害者自立支援支払い等システムによる審査結果を活用し、事業者に対する指導を促進するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築を目指します。



第4節 サービス事業の見込みと推進方策

障害者総合支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。

●障害福祉サービスの全体像

自立支 援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援
		居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助(グループホーム)
	相談支援	地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援
		計画相談支援給付	計画相談支援
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
	地域生 活支 援 事 業	必須事業	相談支援事業
意思疎通支援事業			手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業 手話奉仕員養成研修事業
日常生活用具給付等事業			介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)
移動支援事業			
地域活動支援センター 機能強化事業		基礎事業 機能強化事業	
任意事業		日中一時支援事業 訪問入浴事業 その他の事業	

(1) 訪問系サービス

居宅介護の利用者数は微増傾向を見込みます。訪問系サービスの担い手の確保に向けて、県などと連携しながら、既存の事業所のホームヘルパーの確保と質の向上や、新規事業参入を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害によって行動上著しい困難があり、外出時に介護を必要とする方	外出時の移動介護を行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、かつ ALS 患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障がい者	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

●サービス実績・見込み

居宅介護	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者(実人/月)	24	26	29	30	31	32
利用時間(総時間/月)	414	475	503	497	514	531

同行援護	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者(実人/月)	1	1	1	2	2	2
利用時間(総時間/月)	3	4	4	8	8	8

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護・療養介護

生活介護の利用者数は微増を見込みます。施設利用者のニーズや施設事業所の意向を尊重しつつ、県と連携しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上 (施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上 (施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方 障害児支援施設に入所する障がい者	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

●サービス実績・見込み

生活介護	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	33	40	39	41	42	42
利用時間 (延人日/月)	597	690	715	770	788	790

療養介護	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	3	3	2	2	2	2

② 短期入所

サービス提供事業所の提供体制の確保を促進するとともに、障害者支援施設などとの調整に努め、提供体制の充実を促進し、家族の病気など一時的な利用希望に対応できるようにするため、第6期計画期間では平均的水準の利用を見込みます。

●サービス内容

名称	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う

●サービス実績・見込み

短期入所	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	10	8	5	8	8	8
利用時間 (延人日/月)	138	108	93	107	107	107

③ 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の利用者は、同水準で推移しており、利用者数の微増を見込みます。提供体制は拡充されており、利用者のニーズを把握しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う (利用期間 24 か月以内、1年間の更新が可能)
就労継続支援 (A型＝雇用型)	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方 ③50 歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された方	①通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労定着支援	一般就労した障がい者	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行う

●サービス実績・見込み

就労移行支援	第 5 期実績			第 6 期見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者 (実人/月)	7	5	5	5	6	6
利用時間 (延人日/月)	88	65	58	71	81	81

就労継続支援 (A 型)	第 5 期実績			第 6 期見込み		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者 (実人/月)	6	7	7	7	7	8
利用時間 (延人日/月)	111	126	127	110	115	115

就労継続支援 (B型)	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	30	30	30	34	34	35
利用時間 (延人日/月)	520	511	524	585	590	595

就労定着支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	0	1	1	1	1	1

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助については、町内及び圏域内のグループホームの利用者の状況を把握しながら利用に向けた連携・調整を図ります。

●サービス内容

名称	対象者	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行う。

●サービス実績・見込み

自立生活援助	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	1	1

② 施設入所支援

利用者数は16人程度で変化はみられません。利用者の状況を把握し、意向を踏まえて、施設からの地域移行を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

●サービス実績・見込み

施設入所支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	18	16	16	16	16	16

③ 共同生活援助

「共同生活援助（グループホーム）」の利用者は継続し増加傾向にあり、グループホーム等の暮らしの場の確保を図っていくことが必要です。親亡き後の暮らしの場やライフステージにあったサービス利用という点から、提供体制の充実を図ります。

●サービス内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護は必要とせず、「就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある方」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方」	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつまたは食事等の介助、家事等の日常生活上の支援や相談支援、就労先その他関係機関との連絡調整などを行う

●サービス実績・見込み

共同生活援助 (グループホーム)	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	15	19	22	23	25	27

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者は増加傾向であり、今後はサービス内容の動向等を把握しながら、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援への適切な対応に努めていくことが必要です。計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員にサービス利用計画を作成することを目標とし、適切なケアマネジメントがなされるように、相談支援事業者等と連携して取り組みます。地域移行支援と地域定着支援については、相談支援事業者との連携をさらに強化し、地域での自立した暮らしの支援に努めます。

●サービス内容

名称	対象者	主な内容	提供場所
指定相談支援 (自立支援給付サービス)	障害福祉サービス利用者	①重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる相談 ②サービスの利用に向けた連絡調整、利用計画(プログラム)の作成	各特定相談支援事業所、児童特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所または入院している障がい者	住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う	
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等	常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う	

●サービス実績・見込み

計画相談支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	26	33	34	33	34	34

地域移行支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	0	0	1	3	3	3

地域定着支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	3	4	2	2	2	2

(5) 地域生活支援事業

① 相談支援

障がい者等からの相談に応じ情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のため、関係機関との連携調整その他の権利擁護に必要な援助を行います。

今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。

●サービス内容

名称	対象者	主な内容	提供場所
相談支援事業 (地域生活支援事業)	サービスを利用するすべての障がい者	①福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談等) ②ピアカウンセリング ③権利の擁護のための援助	相談支援事業所
指定相談支援 (自立支援給付)	①障害福祉サービスを利用する方 ②入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方 ③ひとり暮らしで、知的障害や精神障害があったり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援	各指定相談支援事業所
【参考】 社会福祉課の通常業務としての相談	サービスを利用するすべての障がい者	障害者支援サービス全体にわたる日常相談(財源は自主財源や普通交付税)	社会福祉課
【参考】 中核地域生活支援センターでの相談	障がい者に限らず、高齢者、児童などのサービスの利用が必要な方	障がい者、高齢者、児童などのサービス全体にわたる日常相談	中核地域生活支援センター

●サービス実績・見込み

	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 (箇所)	1	1	1	1	1	1
自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

町では成年後見制度の利用促進のため、申立てに要する経費や後見人等の報酬の一部を助成しています。

障がい者と家族の高齢化などにより、重要度が高くなるものと考えられ、制度の周知、協議会の設置、市民後見人の養成や相談等適切な対応に努めていきます。

●サービス実績・見込み

	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	1	1	2	1	1	1

③ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会」に委託し、要約筆記者派遣事業は県により実施しており、年間数人が利用しています。当サービスの周知に努め、より多くの障がい者が利用できるように、山武郡市手話奉仕員養成研修等を活用して、手話通訳者等の育成・確保を促進します。

●サービス実績・見込み

	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通 支援事業	3	5	2	3	3	3

④ 日常生活用具給付事業

重度障がい者に自立生活支援用具等を給付する日常生活用具給付等事業を地域生活支援事業のなかで実施しています。障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、適正な利用を促進します。

●サービス内容

名称	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具(ストマ)	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

●サービス実績・見込み

介護・訓練支援用具	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	2	1	1	2	1	2

自立生活支援用具	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	2	0	1	1	1	1

在宅療養等支援用具	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	0	2	2	4	2	2

情報・意思疎通支援用具	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	0	0	1	1	1	1

排泄管理支援用具(ストマ・紙おむつ)	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	49	47	41	43	41	41

居宅生活動作補助用具	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	0	0	1	1	1	1

⑤ 移動支援事業

移動支援事業は、訪問系サービスの移動介護の対象とならないケースについて、屋外への移動が困難な障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するものです。町では個別支援型を実施しています。利用者数は同程度を見込みます。

●サービス内容

名称	内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	複数の障がい者への同時支援 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

●サービス実績・見込み

移動支援事業	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/年)	2	5	4	3	4	4
利用時間 (延時間/年)	362	521	475	480	500	500

⑥ 地域活動支援センター事業・同機能強化事業

圏域内では地域活動支援センターⅠ型が1箇所、町内にⅢ型が1箇所あります。日中活動の場としての利用を促進します。利用者や利用を中断している方などが気軽に相談できる場となるように支援します。

●サービス内容

区分	事業内容
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動等の支援を行うとともに、下記の事業を実施します。
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型	雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスを実施します。

●サービス実績・見込み

機能強化事業Ⅰ型	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/箇所)	12	16	14	15	—	—

機能強化 事業Ⅲ型	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/箇所)	9	8	8	10	11	12

⑦ 任意事業

任意事業として、日中一時支援事業と訪問入浴サービス、知的障害者職親委託制度を実施しています。計画期間は利用の増加を見込み、事業の周知と利用促進に努めます。

● サービス実績・見込み

日中一時支援 事業	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	12	13	13	16	18	18
利用回数 (回/月)	58	69	113	139	147	147

訪問入浴 サービス	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	1	1	1
利用回数 (回/月)	0	0	0	2	4	4

知的障害者 職親委託制度	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数 (件/月)	2	2	2	2	2	2

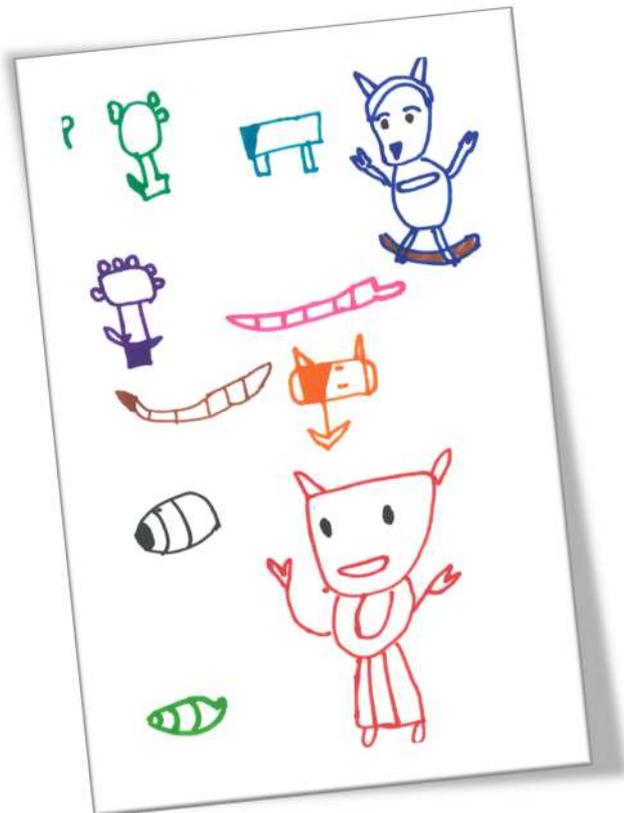
(6) その他のサービス

① 自立支援医療

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。更生医療は、身体障がい者が日常生活能力や職業能力を回復できるように行われる医療に給付されるもので、令和元年度は9人に給付していません。育成医療は、障がい児に対し身体の障がいを軽減する治療に給付されるもので、令和元年度は2人に給付しています。障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

② 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者（児）に購入費または修理の費用の支給を行っています。他の自立支援給付と同様に、いずれも費用の1割が自己負担です。（負担軽減措置あり）補装具の提供については、自立支援給付において個別給付する補装具費に再編されています。支給決定は町が実施するため、相談等適切な対応に努めます。



第4章 第2期障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉計画の基本理念

障がい児福祉計画では、以下の基本理念の下に推進していきます。

基本理念 障がい児の健やかな育成のための発達支援

発達の遅れなどで支援が必要な障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず質の高い専門的な障害児通所支援等の充実を図るとともに地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の連携により切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備に取り組みます。

第2節 障がい児福祉計画の成果目標の設定

国の基本指針に基づき、令和5年度を目標にし、成果目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの整備及び保育所等訪問支援の充実

日常生活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応について、身近な地域で支援を行うための中核施設としての整備を目指します。また、障がいのある児童が集団生活に適応することができるよう支援を行い、子どもの頃から共に育ち合う経験を深めるための体制の整備を目指します。

国：重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
--	---

● 「児童発達支援センターの整備」成果目標

項目	数値	備考
令和元年度末の整備箇所数(見込)	0	令和元年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1	令和5年度末までの整備箇所数

●「保育所等訪問支援事業所の整備」成果目標

項目	数値	備考
令和元年度末の整備箇所数(見込)	1	令和元年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	2	令和5年度末までの整備箇所数

※ただし事業所所在地は町内ではない

(2) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の整備

本人の医療依存度が高く、継続した在宅生活のために関係機関相互の連携が必要な重症心身障がい児等が、心身の状態に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるような支援が受けられるための体制を目指します。

国：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
---	---

●「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所」

項目	数値	備考
令和元年度末の整備箇所数(見込)	0	令和元年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1	令和5年度末までの整備箇所数

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

生活するなかで医療分野の支援を必要とする子どもが、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の連携と共通の理解をベースにした総合的な支援を検討するため自立支援協議会障害児部会に協議の場を設置しています。

国：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
----------------------------	--



第3節 サービス事業の見込みと推進方策

●障害児福祉サービスの全体像

障害児支援等	障害児通所支援	児童発達支援	
		医療型児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	
	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	※県が行うもの
		医療型障害児入所施設	
その他	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター		

(1) 障害児相談支援

利用者数は微増しており、本計画期間は増加を見込みます。

サービスを利用する児童に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利用と計画的支援を提供するために「サービス等利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービス利用状況の確認や調整を踏まえた計画の見直し（モニタリング）を行います。

●サービス実績・見込み

障害児相談支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	11	10	13	13	15	17

(2) 児童発達支援

利用者数は微減していますが、本計画期間は利用の増加を見込みます。

児童発達支援センター等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供します。

●サービス実績・見込み

児童発達支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	10	8	8	12	12	13
利用日数 (人日/月)	57	41	48	45	47	50

(3) 医療型児童発達支援

令和2年度の利用はありませんが、本計画期間は医療型が必要な障がい児を見込み、一定程度のサービス量を確保します。

障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

●サービス実績・見込み

医療型児童 発達支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	1	1	0	0	1	1
利用日数 (人日/月)	3	5	0	0	5	5

(4) 放課後等デイサービス

利用者数は継続し増加しており、本計画期間も増加を見込みます。

就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

●サービス実績・見込み

放課後等 デイサービス	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	15	16	20	22	24	26
利用日数 (人日/月)	166	176	222	240	260	280

(5) 保育所等訪問支援

令和2年度の利用は1名で、本計画期間は同程度の利用を見込みます。

こども園等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●サービス実績・見込み

保育所等訪問 支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	0	0	1	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	1	1	1	1

(6) 居宅訪問型児童発達支援

第5期の利用はありませんが、本計画期間は一定程度の利用を見込みます。

重度の障がい等で障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

●サービス実績・見込み

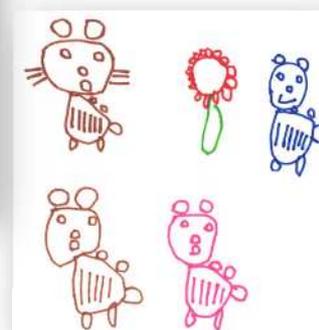
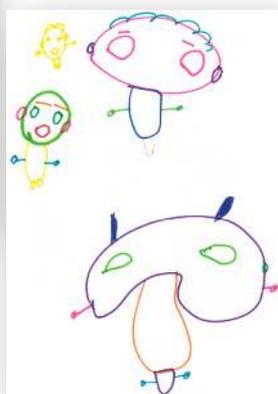
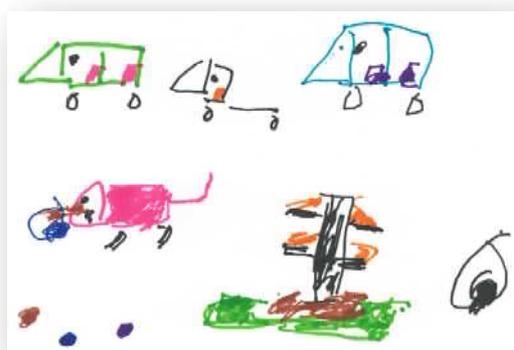
居宅訪問型 児童発達支援	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	2	2

(7) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、支援コーディネーターの専門的な知識と経験に基づいて、とりわけ本人の健康を維持しつつ、包括的に関わり続ける生活支援システム構築のため、キーパーソンとして支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図ります。

●配置見込み

医療的ケア児 支援コーディネーター	第5期実績			第6期見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	0	0	1	1	1	2



第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が中心となって関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、着実な推進を図ります。

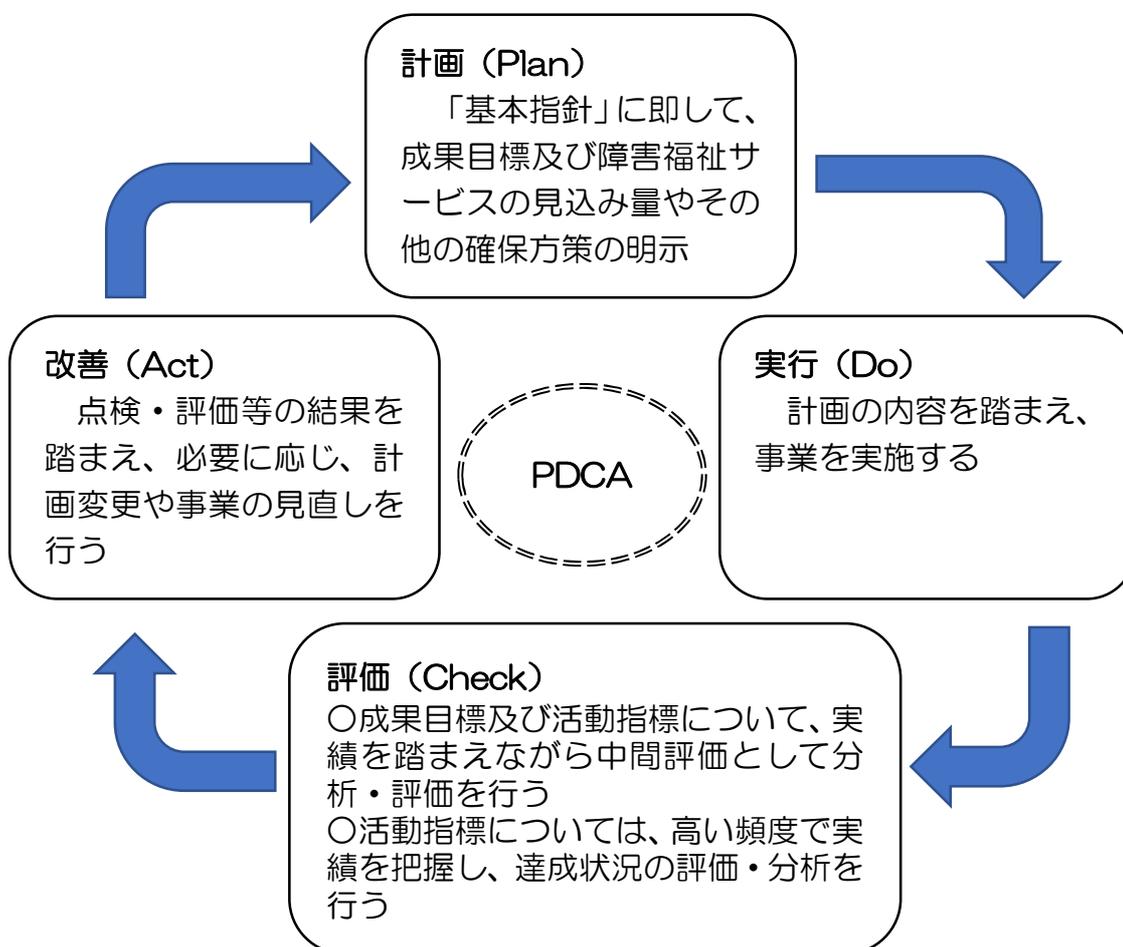
障がい福祉計画等に盛り込んだ、成果目標及び活動指標については、実績を把握し、障がい者・障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画等の中間評価として分析及び評価し、進行管理を行います。

また、中間評価の際には、自立支援協議会において支援策等の検討を行い、幅広い意見交換を図ります。

●PDCAサイクルのイメージ

基本指針

計画策定にあたっての基本的考え方及び目標、サービス提供体制に関する見込み量等の提示



第2節 専門従事者の育成・確保

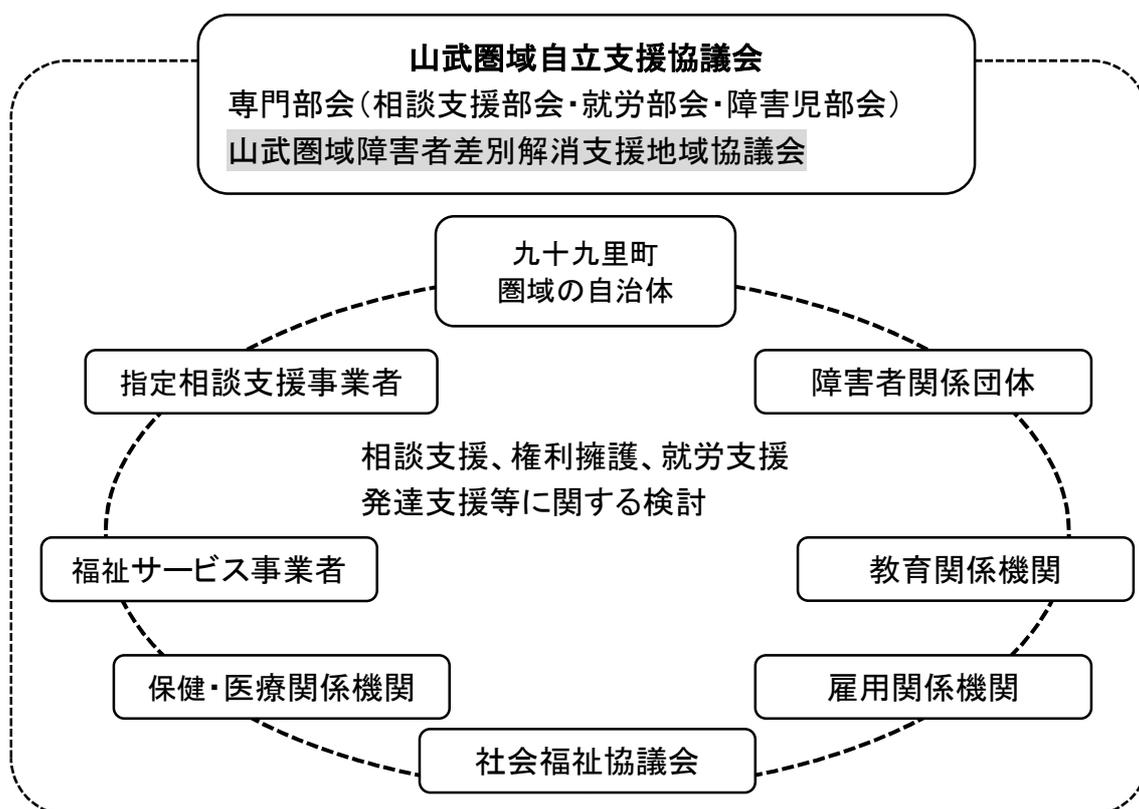
県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携強化を図ります。

第3節 自立支援協議会の円滑な運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

町では、障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として圏域で自立支援協議会を設置し、専門部会（相談支援部会・就労部会・障害児部会）を組織しています。地域で抱えている課題・問題を迅速かつ柔軟に検討及び対応するため、随時、必要なケースの検討や連絡・調整を行っていきます。

●自立支援協議会の概要



資料

1. 策定委員会設置要綱

九十九里町障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害者福祉計画（以下、「計画」という。）を策定するため、九十九里町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内とし次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議会の代表
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 学識経験者

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

第7条 委員会の事務局は、九十九里町社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

九十九里町障がい者計画策定委員会委員名簿

委嘱区分	役職	氏名
議会の代表	九十九里町議会議員	鑑田 貴俊
医療関係者	医療法人社団慈優会九十九里病院 総務部長代理	森田 悠介
福祉団体の代表 (委員長)	社会福祉法人九十九里町社会福祉協議会長	杉田 慎一郎
福祉団体の代表	九十九里町身体障害者福祉会長	板倉 敏行
福祉団体の代表	九十九里町手をつなぐ親の会 副会長	宮崎 けい子
福祉団体の代表 (副委員長)	九十九里町民生委員児童委員協議会長	小松 倉敏
学識経験者	千葉県山武健康福祉センター 地域福祉課長	金澤 修市
学識経験者	医療法人静和会 地域生活支援センターゆりの木 センター長	中西 亜紀
学識経験者	中核地域生活支援センターさんネット センター長	吉井 稔
学識経験者	住民代表	山澤 邦夫
学識経験者	住民代表	作田 恵美
学識経験者	住民代表	最首 智子

3. 策定経過

日付	内容
令和2年8月7日 ～9月4日	「福祉に関するアンケート調査」実施
令和2年10月27日	第1回障がい者計画策定委員会 ・委嘱書交付 ・委員長・副委員長選出 ・九十九里町障がい者計画の概要について
令和3年2月 (書面会議)	第2回障がい者計画策定委員会 ・「九十九里町 第4次障がい者基本計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画(案)」について
令和3年2月26日 ～3月11日	計画(案)意見募集(パブリックコメント)の実施

4. アンケート調査結果

(1) 調査目的

本町では、障がいのある方が暮らしやすいまちをめざし、「九十九里町第4次障がい者基本計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）」に基づいてさまざまな取組みを進めています。

このアンケート調査は、町内にお住まいの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスなどを利用されている方を対象に、毎日の生活、仕事や外出、福祉サービスの状況などを把握し、障がい者福祉施策の参考とすることや令和3年度からの新しい計画の策定のための資料とすることを目的とします。

(2) 調査概要

調査方法	郵送による配布、回収
調査基準日	令和2年8月1日
調査時期	令和2年8月7日～9月4日
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスなどを利用されている方
回収結果	配布数：500件 有効回収数：187件（回収率37.4%）

<グラフの注意点>

※グラフタイトルの（SA）はシングルアンサー（単数回答）、（MA）はマルチアンサー（複数回答）の種別を表します

※Nの数値は、質問の対象となる方の総数を表します。

※割合（%）は、小数点1位で切り上げて表記していますので、合計しても100%にならないことがあります。

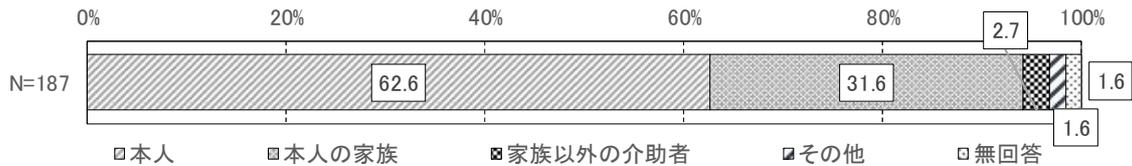
(3) 調査結果

1. 回答者と家族の状況について

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

「本人」が62.6%を占め、「本人の家族」が31.6%と続きます。

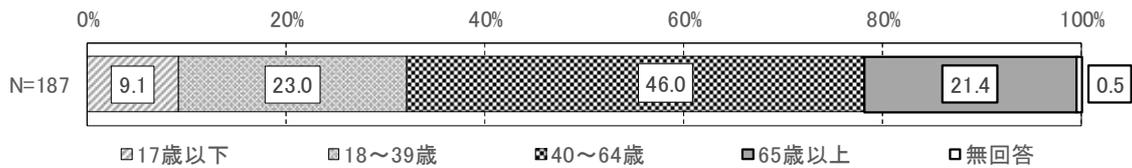
問1 回答者(SA)



問2 あなたの年齢をお答えください。(令和2年8月1日現在)

「40～64歳」が46.0%と最も多く、次いで「18～39歳」が23.0%、「65歳以上」が21.4%と続きます。

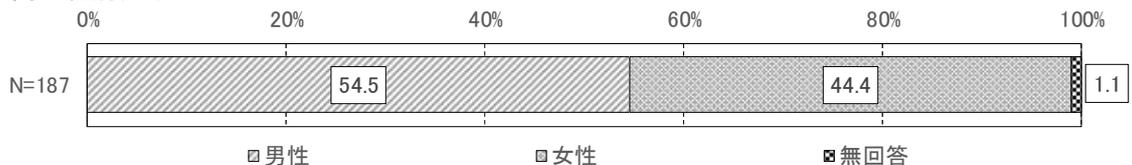
問2 年齢(SA)



問3 あなたの性別をお答えください。

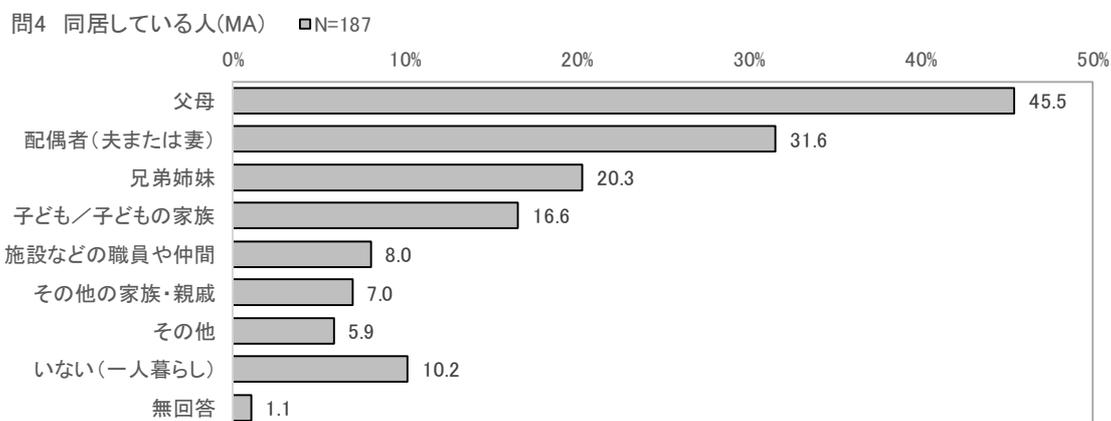
「男性」が54.5%と多く、「女性」は44.4%となっています。

問3 性別(SA)



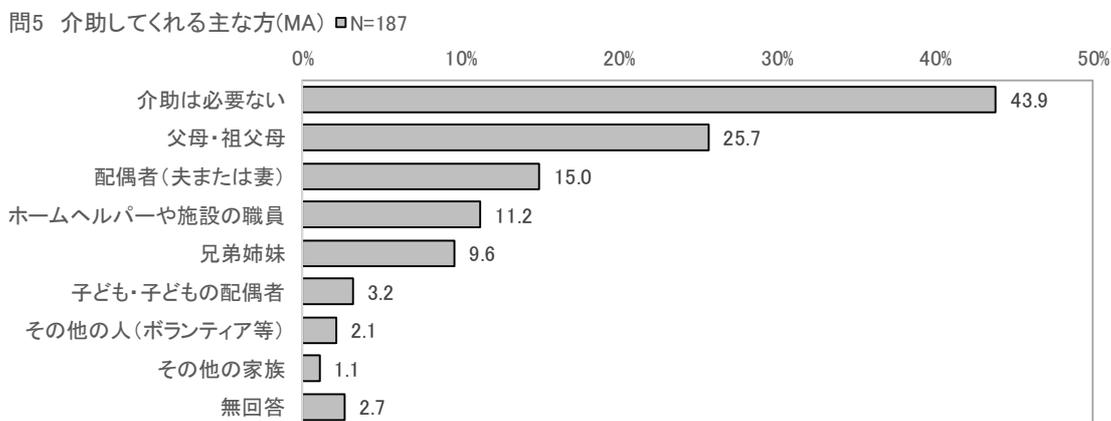
問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

「父母」が 45.5%と多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 31.6%、「兄弟姉妹」が 20.3%、「子ども／子どもの家族」が 16.6%と続きます。また、「いない（一人暮らし）」は 10.2%となっています。



問5 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。

「介助は必要ない」が 43.9%と最も多くなっています。主に介助してくれる方としては、「父母・祖父母」が 25.7%と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 15.0%と続いています。「ホームヘルパーや施設の職員」は 11.2%となっています。

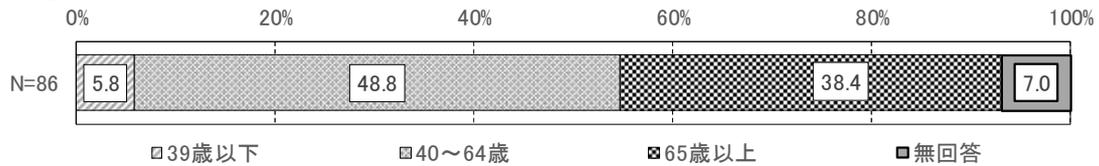


問6 あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。【介助してくれる方が家族の方】

①年齢（令和2年8月1日現在）

介助してくれる人が家族の場合、その人の年齢は、「40～64歳」が48.8%と最も多く、次いで「65歳以上」が38.4%と続きます。

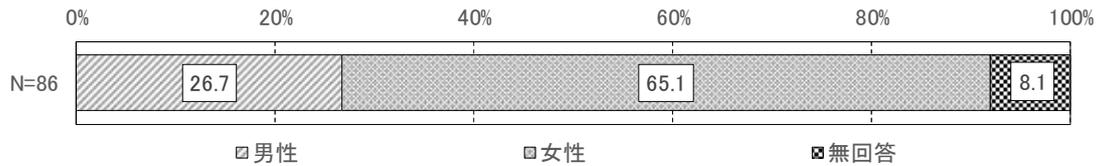
問6① 主な介助者の年齢(SA)



②性別

介助してくれる人が家族の場合、その人の性別は、「女性」が65.1%を占め、「男性」は26.7%となっています。

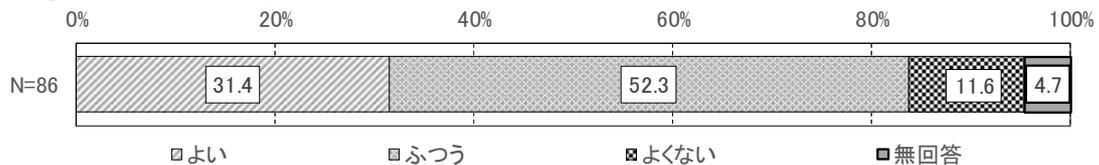
問6② 主な介助者の性別(SA)



③健康状態

介助してくれる人が家族の場合、その人の健康状態は、「ふつう」は52.3%、「よい」が31.4%で、概ね健康状態は普通以上となっています。一方「よくない」は11.6%となっています。

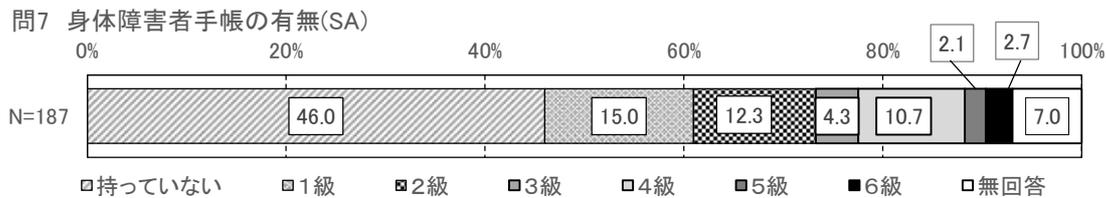
問6③ 主な介助者の健康状態(SA)



2. 障がいの状況について

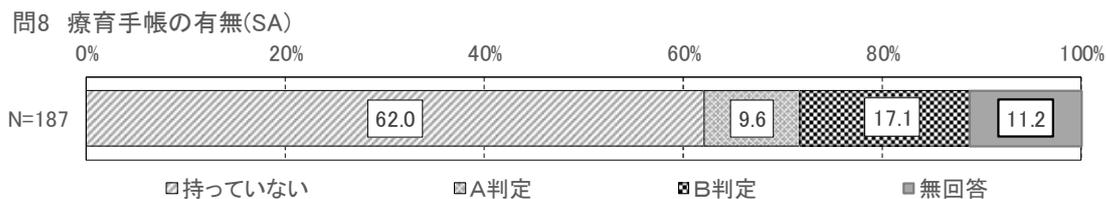
問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

身体障害者手帳を「持っている」人の合計割合は 47.1%、「持っていない」人は 46.0%となっています。手帳の等級では、「1級」が 15.0%、「2級」が 12.3%、「4級」が 10.7%の順となっています。



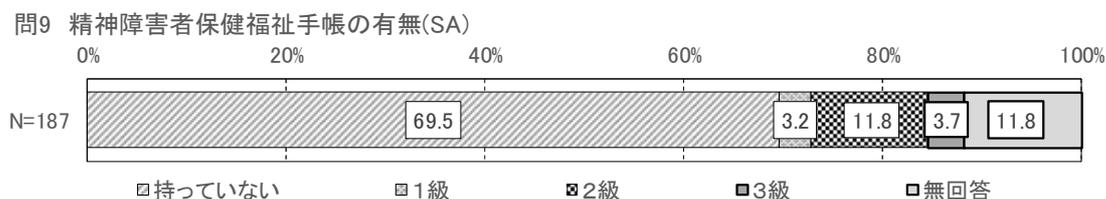
問8 あなたは療育手帳をお持ちですか。

療育手帳を「持っていない」人の割合は 62.0%、「持っている」人は 26.7%となっています。手帳の等級では、「B判定」の所持は 17.1%、「A判定」は 9.6%となっています。



問9 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

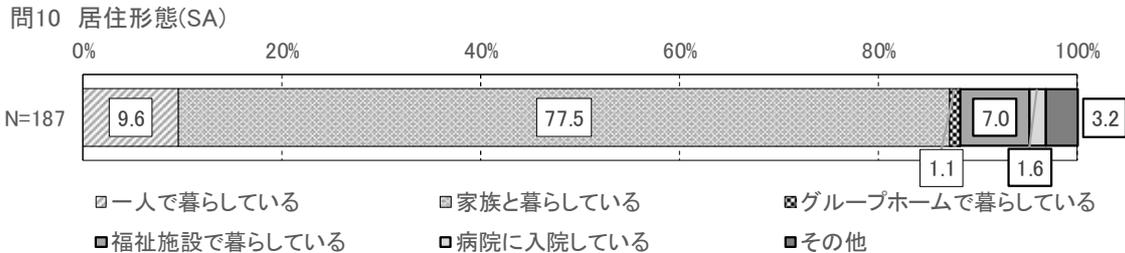
精神障害者保健福祉手帳を「持っていない」人の割合は 69.5%、「持っている」人は 18.7%となっています。手帳の等級では、「2級」の所持は 11.8%で、「3級」は 3.7%、「1級」は 3.2%となっています。



3. 住まいや暮らしについて

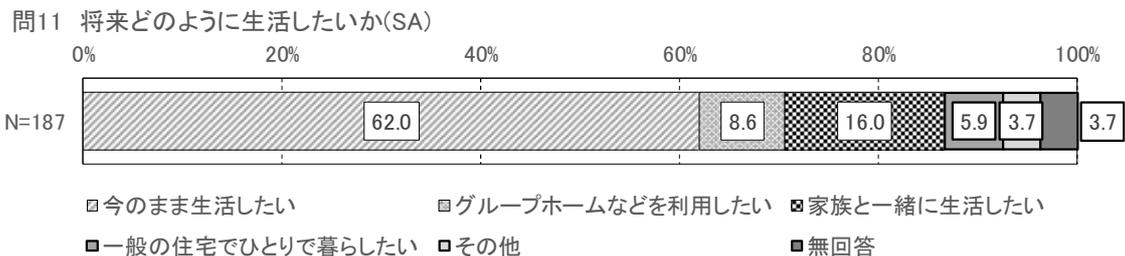
問 10 あなたは現在どのように暮らしていますか。

「家族と暮らしている」が77.5%と多くを占め、次いで「一人で暮らしている」が9.6%と続きます。



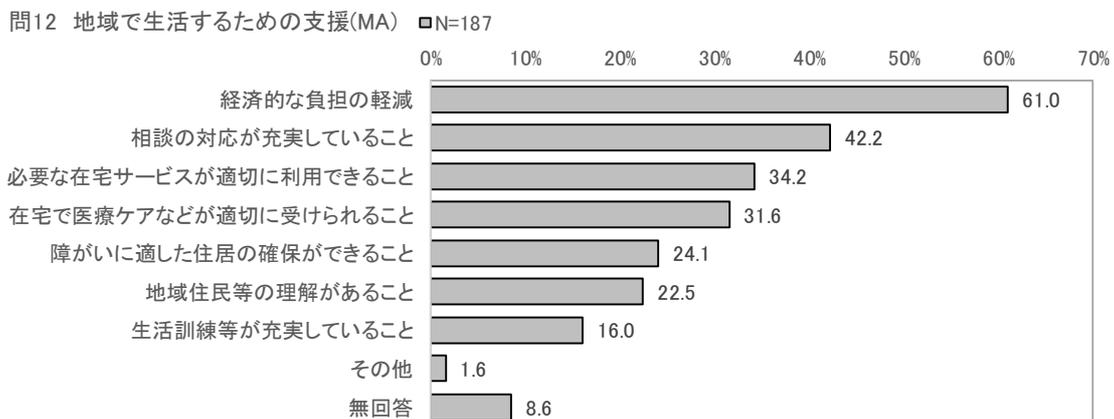
問 11 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。

将来は「今のまま生活したい」が62.0%と多くを占め、次いで「家族と一緒に生活したい」が16.0%で、「グループホームなどを利用したい」が8.6%と続いています。



問 12 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

「経済的な負担の軽減」が61.0%と最も多く、「相談の対応が充実していること」が42.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が34.2%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が31.6%と続いています。

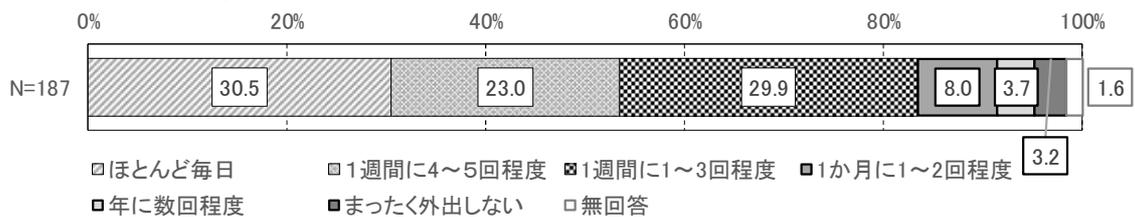


4. 日中の活動や仕事について

問 13 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

外出頻度は「ほとんど毎日」が30.5%で最も多く、次いで「1週間に1～3回程度」が29.9%、「1週間に4～5回程度」が23.0%であり、「1週間に1回」以上外出している割合は合わせて83.4%になっています。一方で「まったく外出しない」は3.2%など、「1か月に1～2回程度」以下の人の割合は合わせて14.9%となっています。

問13 1週間の外出頻度(SA)

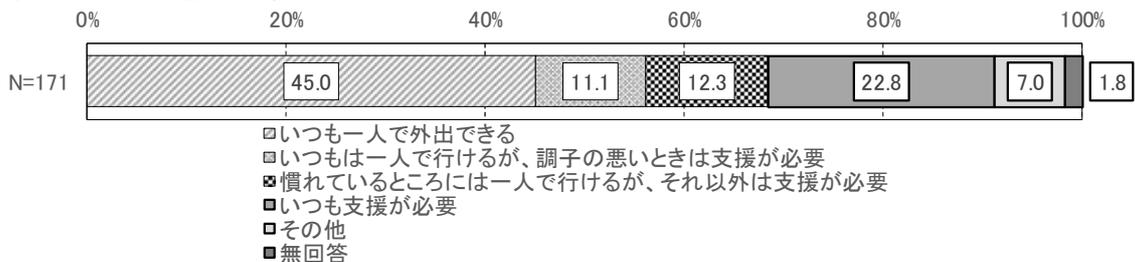


問 14 あなたが外出するときに支援はどのように受けていますか。

(外出頻度が「1か月に1～2回程度」以上の方)

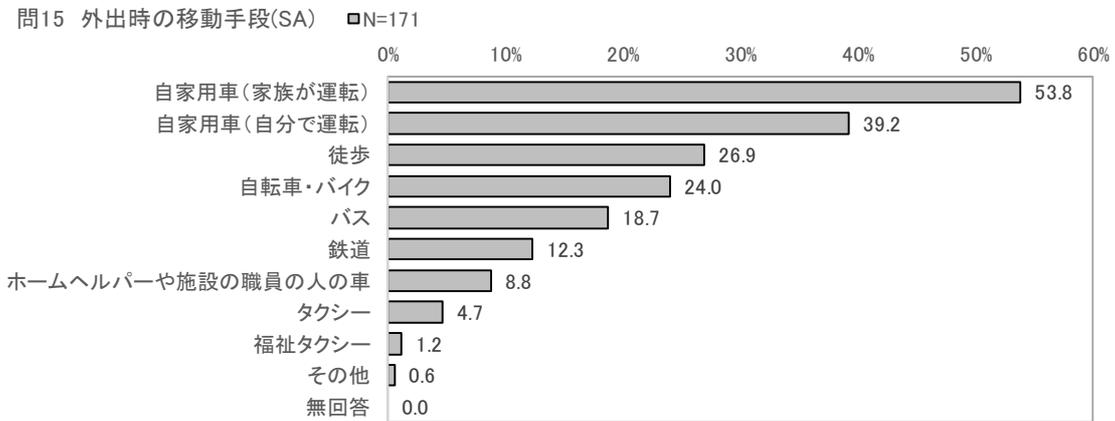
「いつも一人で外出できる」が45.0%と最も多く、次いで「いつも支援が必要」が22.8%、「慣れているところには一人で行けるが、それ以外は支援が必要」が12.3%、「いつもは一人で行けるが、調子の悪いときは支援が必要」が11.1%と続いています。

問14 外出するときの支援(SA)



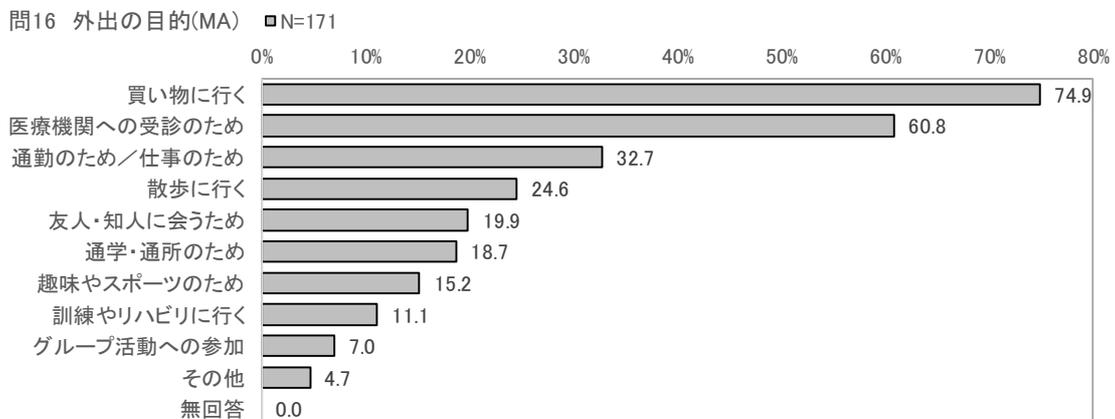
問 15 あなたが外出するときの主な移動手段はなにですか。

外出の際の主な移動手段としては「自家用車（家族が運転）」が 53.8%と最も多く、次いで「自家用車（自分で運転）」が 39.2%、「徒歩」が 26.9%と続いています。



問 16 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

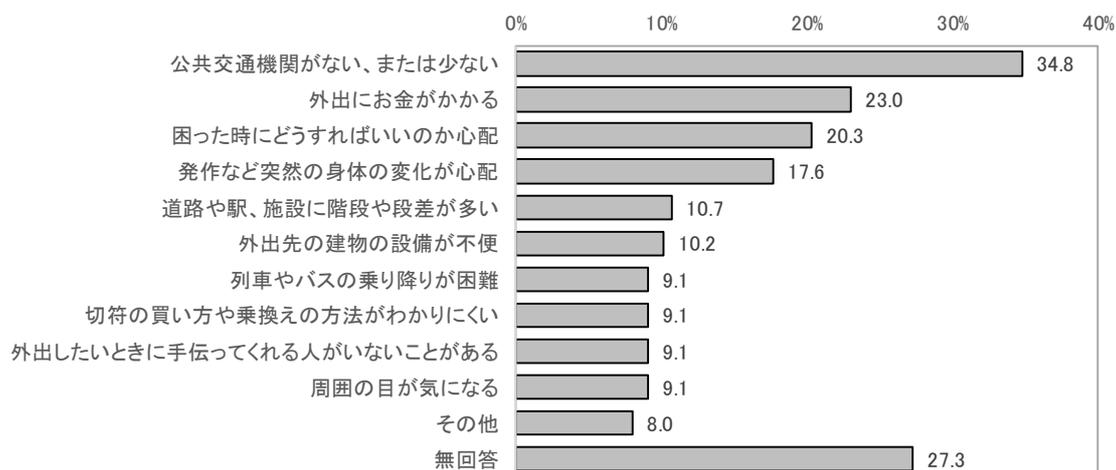
外出の目的については、「買い物に行く」が 74.9%と多く、次いで「医療機関への受診のため」が 60.8%、「通勤のため/仕事のため」が 32.7%と続いています。



問 17 外出するときに困ることは何ですか。

「公共交通機関がない、または少ない」が34.8%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が23.0%、「困った時にどうすればいいのか心配」が20.3%、「発作など突然の身体の変化が心配」が17.6%、「道路や駅、施設に階段や段差が多い」が10.7%と続いています。

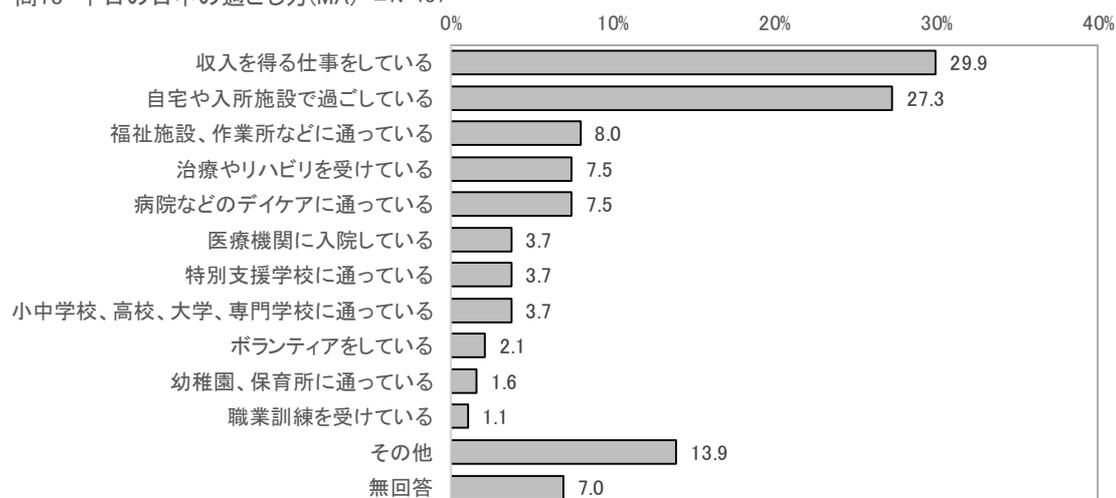
問17 外出時に困ること(MA) □N=187



問 18 あなたは、平日の昼間にどのように過ごしていますか。

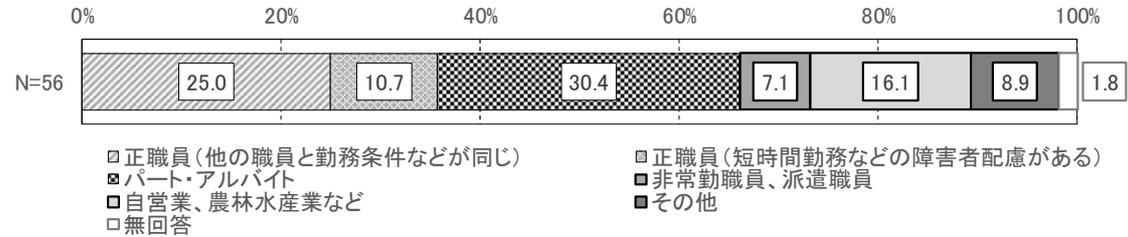
「収入を得る仕事をしている」が29.9%と多く、次いで「自宅や入所施設で過ごしている」が27.3%、「福祉施設、作業所などに通っている」が8.0%と続いています。

問18 平日の日中の過ごし方(MA) □N=187



問 19 どのような勤務形態で働いていますか。【収入を得る仕事をしている方】
「パート・アルバイト」が 30.4%と最も多くなっています。次いで、「正職員（他の職員と勤務条件などが同じ）」が 25.0%、「自営業、農林水産業など」が 16.1%と続いています。

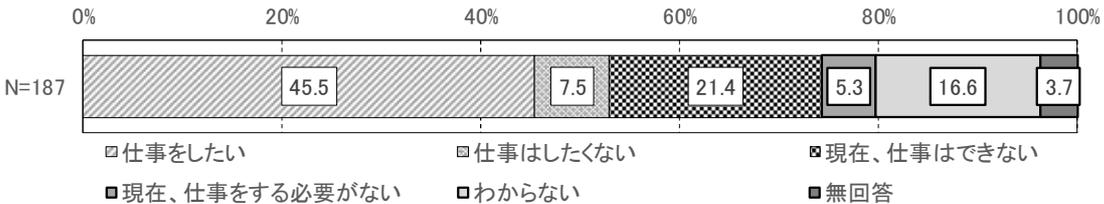
問19 勤務形態(SA)



問 20 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

「仕事をしたい」人が 45.5%と最も多く、「現在、仕事はできない」は 21.4%となっています。

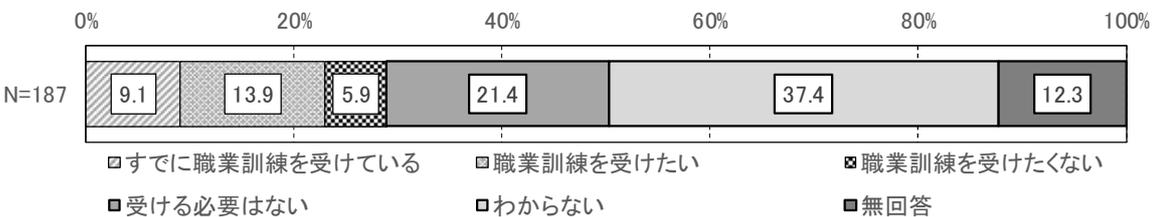
問20 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか(SA)



問 21 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

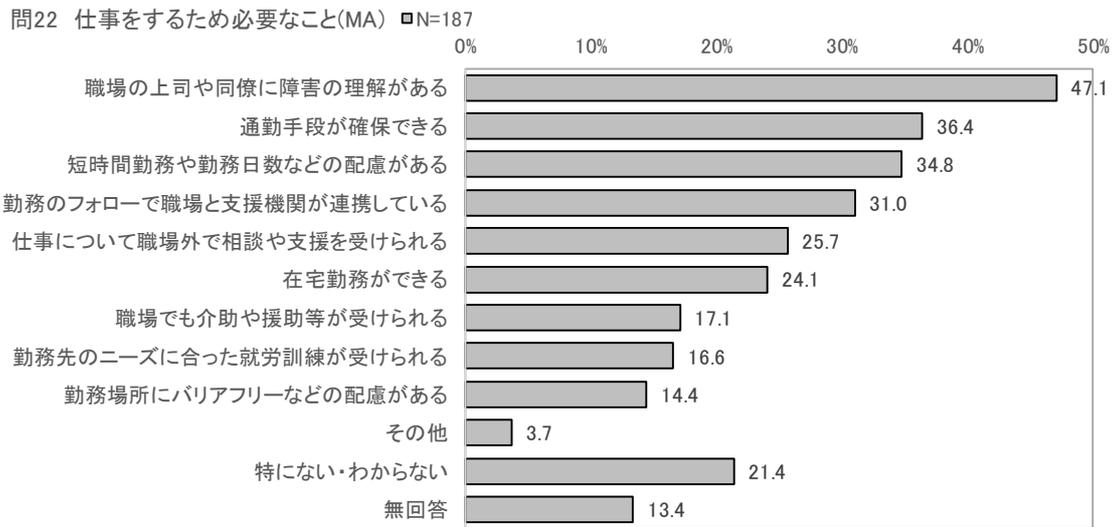
職業訓練を受けるかどうか「わからない」という回答が 37.4%と最も多く、次いで「受ける必要はない」が 21.4%と続きます。「職業訓練を受けたい」は 13.9%あり、訓練を受けたいという意思がある人もある程度いることがうかがわれます。

問21 職業訓練などを受けたいと思うか(SA)



問 22 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

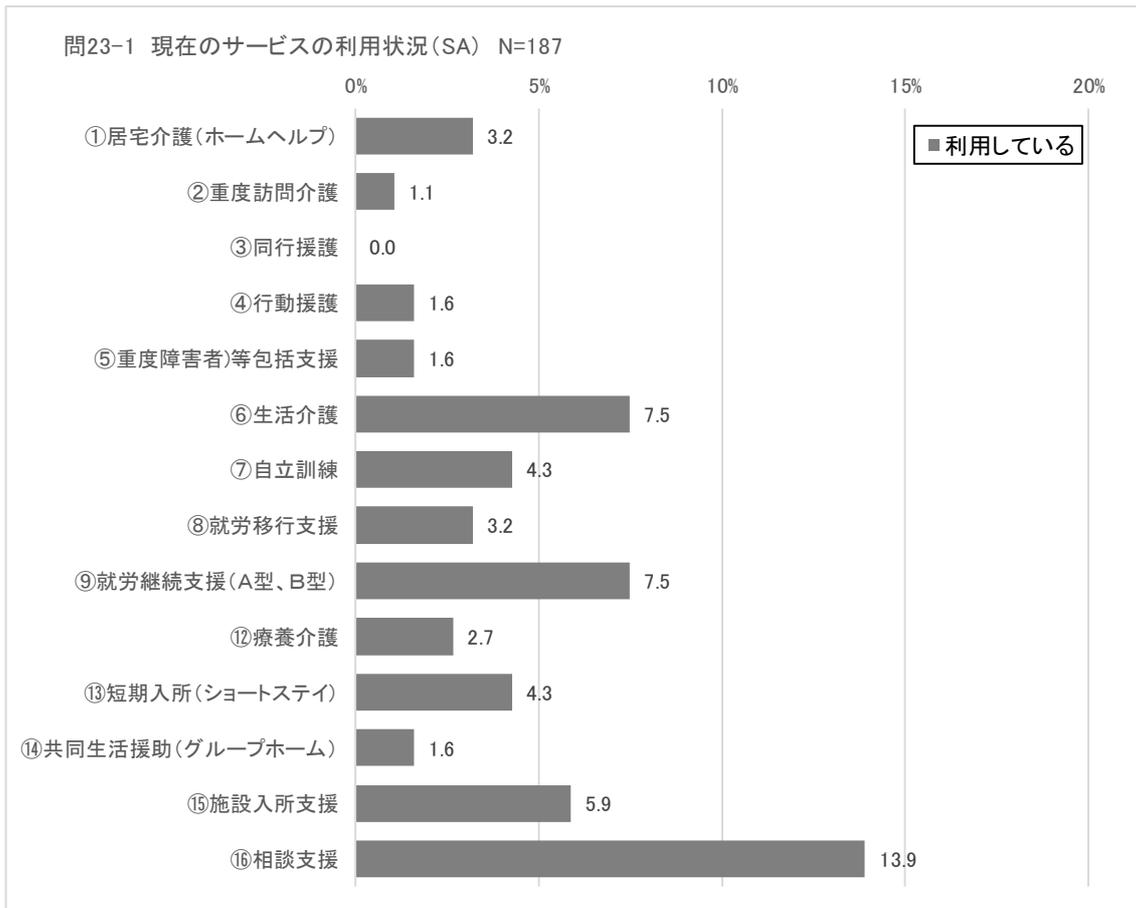
「職場の上司や同僚に障害の理解がある」が 47.1%と多く、次いで「通勤手段が確保できる」が 36.4%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮がある」が 34.8%と続いています。なお、「特にない・わからない」は 21.4%となっています。



5. 障がい福祉サービスの利用について

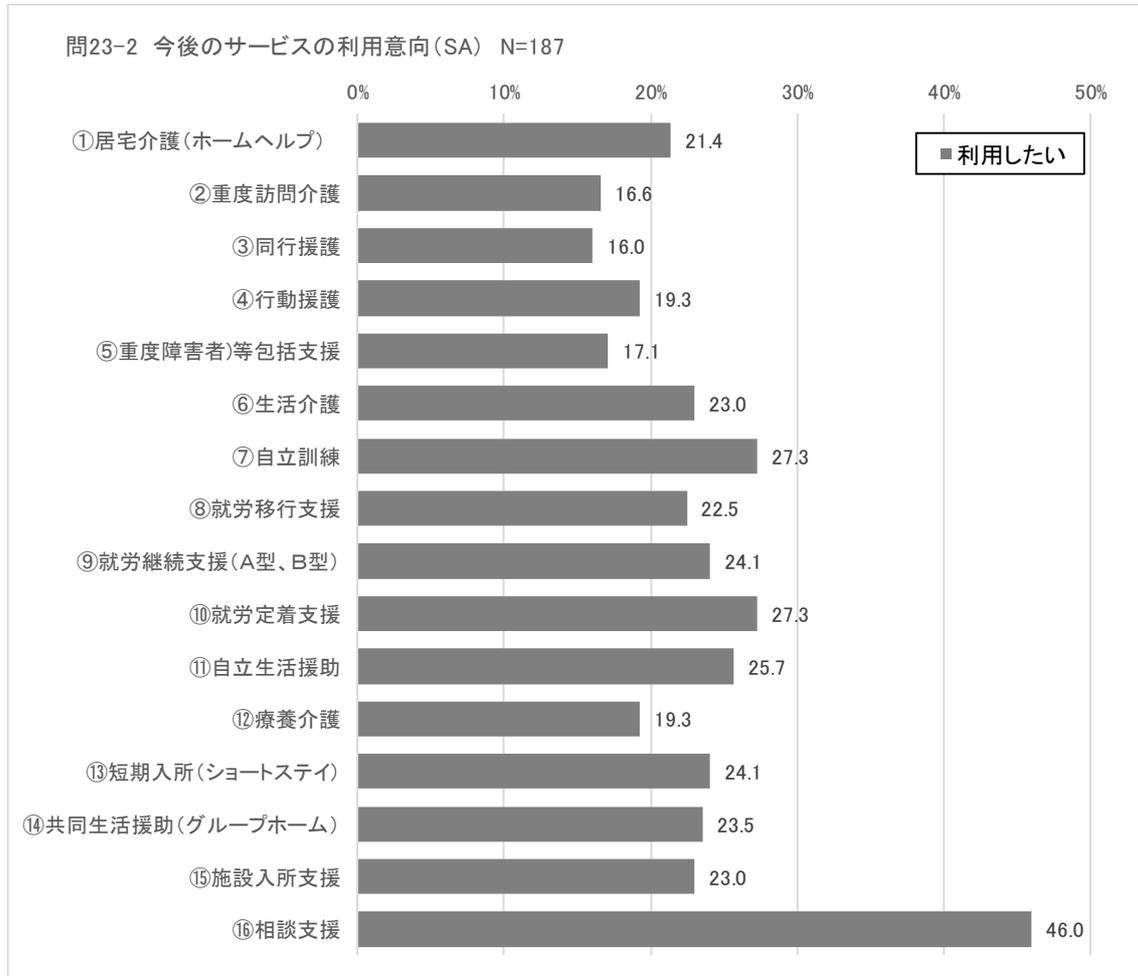
問 23-1 現在、①～⑯のそれぞれのサービスを利用していますか。

全体の利用状況としては、各種サービスを「利用している」では「相談支援」が13.9%と高く、次いで「生活介護」と「就労継続支援（A型、B型）」がともに7.5%、「施設入所支援」が5.9%、「自立訓練」と「短期入所（ショートステイ）」がともに4.3%、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「就労移行支援」がともに3.2%と続いています。



問 23-2 今後、①～⑯のそれぞれのサービスを利用したいですか。

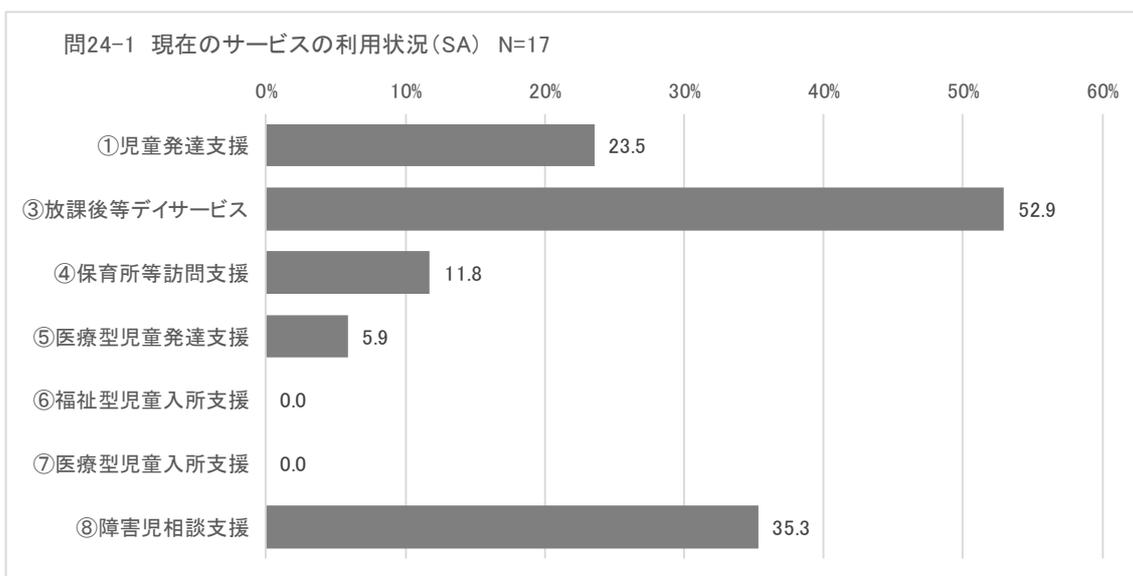
全体の利用意向では、今後利用したいサービスは、「相談支援」が 46.0%、「自立訓練」と「就労定着支援」がともに 27.3%、「自立生活援助」が 25.7%、「就労継続支援(A型、B型)」と「短期入所(ショートステイ)」がともに 24.1%と続いています。



問 24-1 現在、①～⑧のそれぞれのサービスを利用していますか。

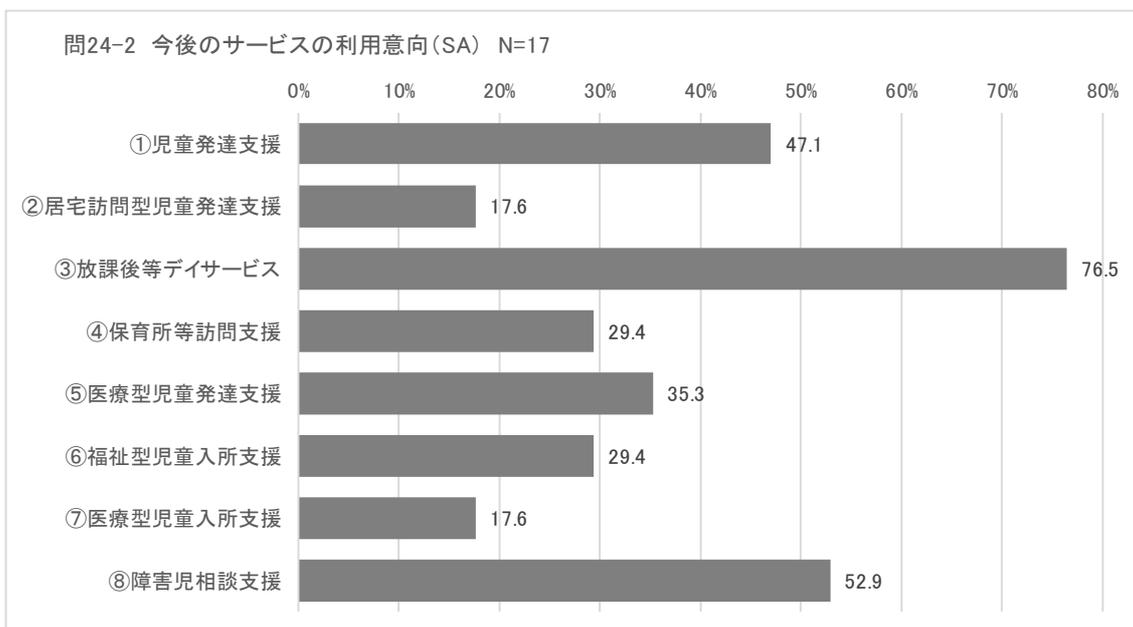
【18歳未満の方】

現在「利用している」サービスは、「放課後等デイサービス」が52.9%と最も多く、次いで「障害児相談支援」が35.3%、「児童発達支援」が23.5%と続いています。「福祉型児童入所支援」と「医療型児童入所支援」の利用はありません。



問 24-2 今後、①～⑧のそれぞれのサービスを利用したいですか。

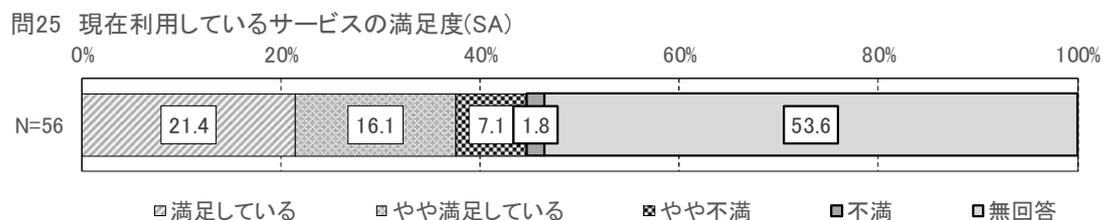
今後「利用したい」サービスは、「放課後等デイサービス」が76.5%と最も多く、次いで「障害児相談支援」が52.9%、「児童発達支援」が47.1%と続いています。また、「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「福祉型児童入所支援」も3割前後と高い利用意向があります。



問 25 現在利用しているサービスに満足していますか。

【何らかのサービスを利用している方】

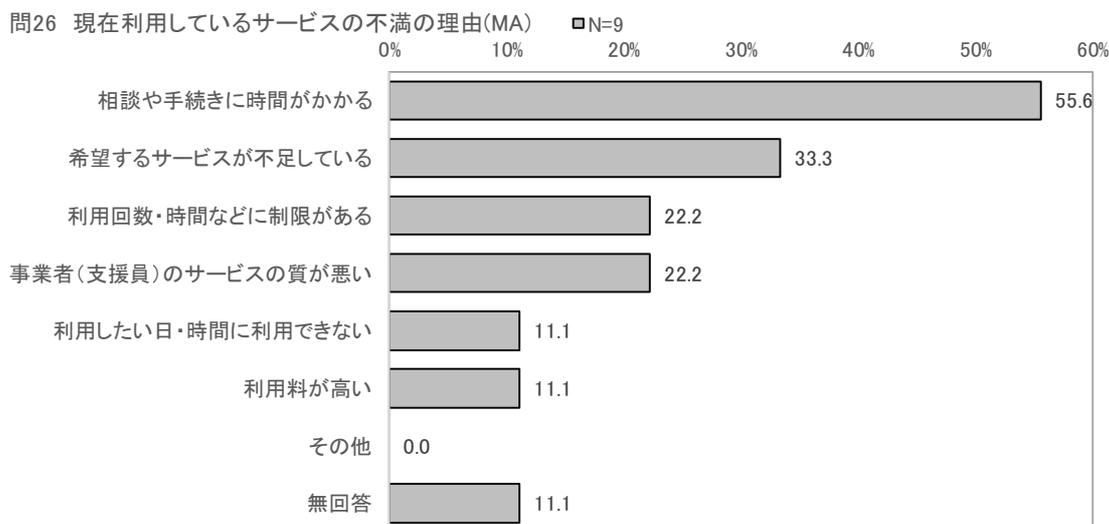
現在、何らかのサービスを利用している人（56人）のサービスの満足度については、有回答の中では、「満足している」が21.4%と多く、次いで「やや満足している」が16.1%と続いています。



問 26 現在利用しているサービスの不満な理由についてお聞きします。

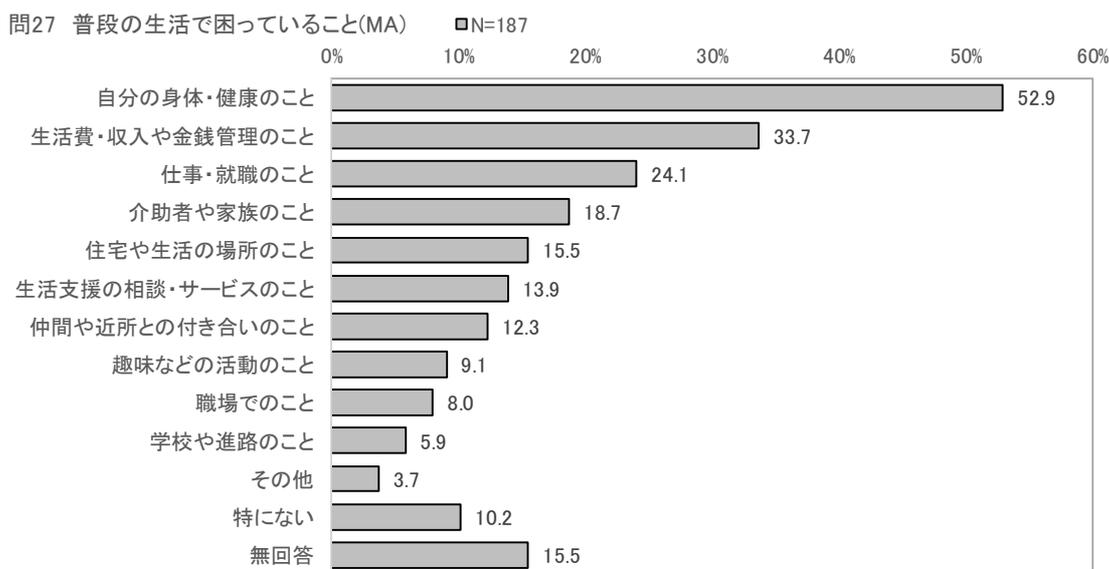
【現在利用しているサービスに「やや不満」、「不満」とお答えの方】

現在利用しているサービスの不満な理由については、「相談や手続きに時間がかかる」が55.6%と多く、「希望するサービスが不足している」が33.3%と続きます。



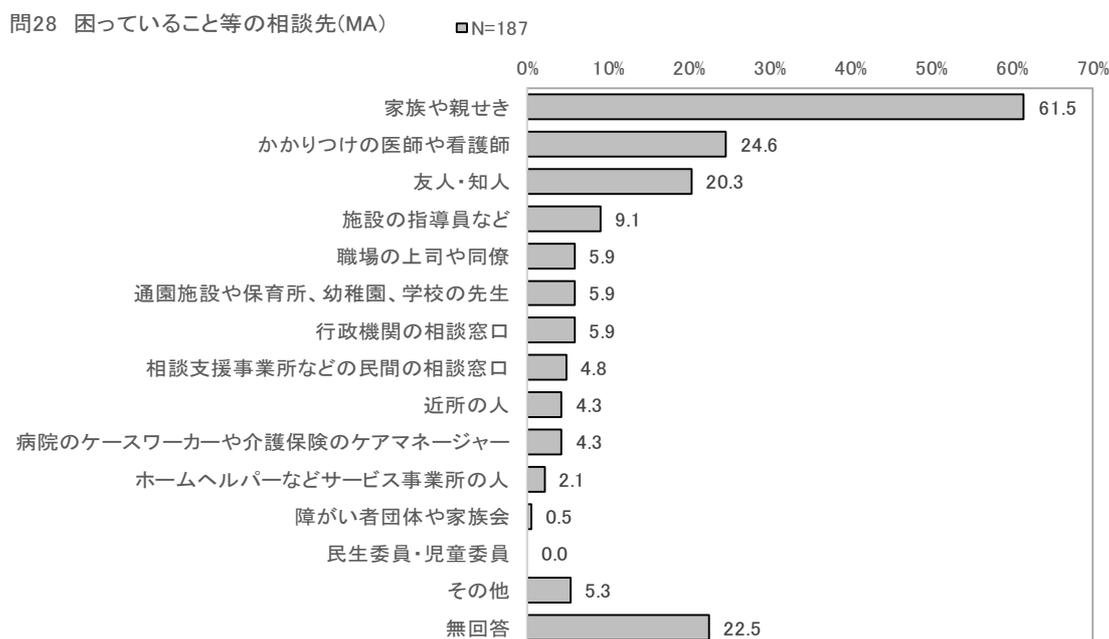
問 27 あなたは、ふだんの生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

「自分の身体・健康のこと」が52.9%と高くなっています。次いで「生活費・収入や金銭管理のこと」が33.7%、「仕事・就職のこと」が24.1%、「介助者や家族のこと」が18.7%、「住宅や生活の場所のこと」が15.5%、「生活支援の相談・サービスのこと」が13.9%と続いています。



問 28 あなたは、ふだんの生活で困っていることや不安に思っていることをどなたに相談しますか。

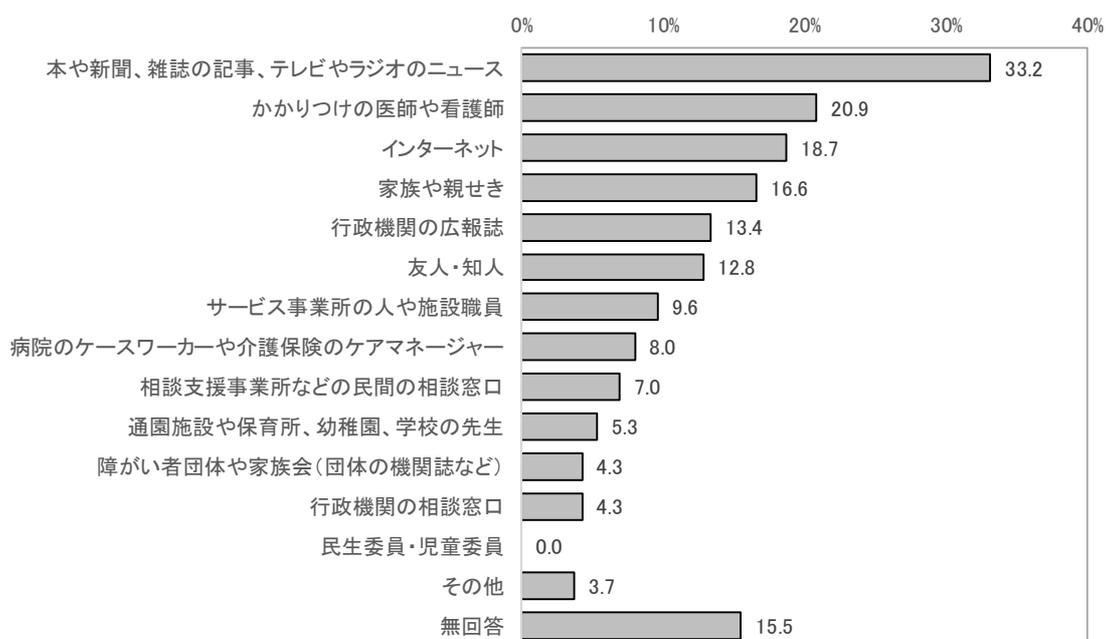
困っていることや不安なことの相談相手は、「家族や親せき」が61.5%と最も多くなっています。次いで「かかりつけの医師や看護師」が24.6%、「友人・知人」が20.3%と続きます。



問 29 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障がいのことや福祉サービスの情報源は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 33.2%と最も多くなっています。次いで「かかりつけの医師や看護師」が 20.9%、「インターネット」が 18.7%と続きます。

問29 福祉サービスなどの情報の入手先 □N=187

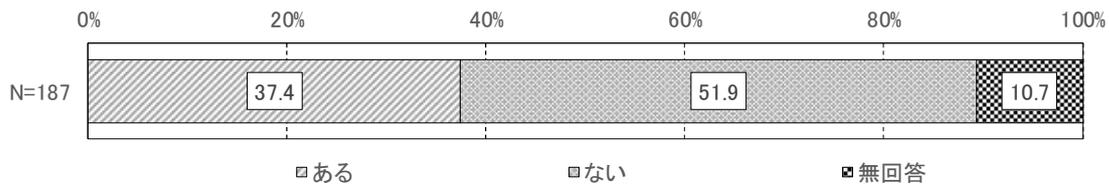


6. 権利擁護などについて

問 30 あなたは、障がいがあることで、周りの人から差別を受けたり、嫌な思いをする（した）ことがありますか。

障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「ない」が51.9%と多く、「ある」が37.4%となっています。

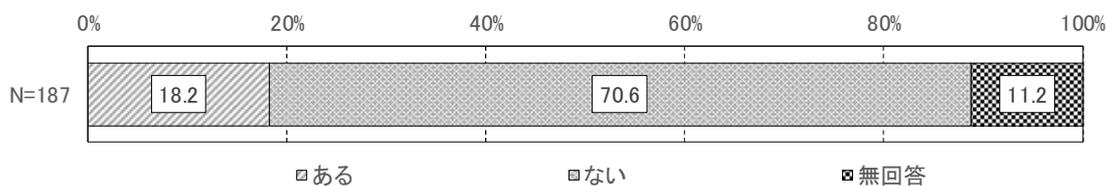
問30 障がいがあることで差別や嫌な思いをすること(SA)



問 31 あなたや周り人で障がいのある人への虐待を見たり、聞いたことはありますか。なお、虐待は暴力だけでなく、暴言、金銭搾取、介護放棄も含まれます。

「ない」が70.6%と多く、「ある」が18.2%となっています

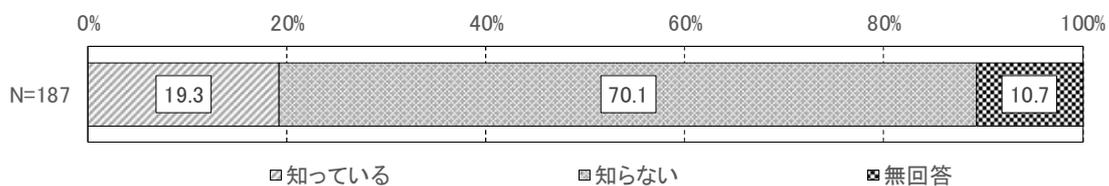
問31 障がいがある人への虐待を見たり、聞いたりしたこと(SA)



問 32 障がいのある人への虐待について、相談できる場所を知っていますか。

「知らない」が70.1%と多く、「知っている」が19.3%となっています。

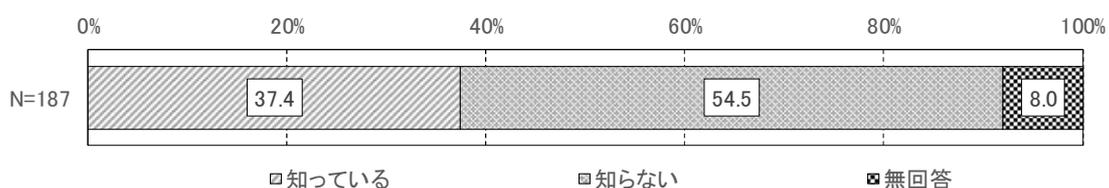
問32 障がいのある人への虐待の相談場所を知っているか(SA)



問 33 あなたは「成年後見制度」のことを知っていますか。

「知らない」が54.5%で、「知っている」が37.4%となっています。

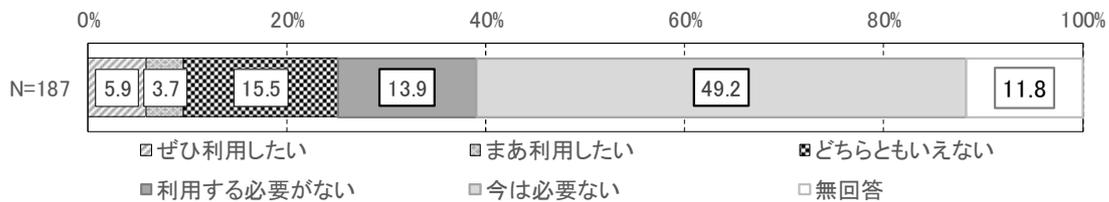
問33 成年後見制度の認知(SA)



問 34 あなたは「成年後見制度」を利用したいと思いますか

成年後見制度の利用意向は、「今は必要ない」が 49.2%と多くなっています。他方「ぜひ利用したい」が 5.9%、「まあ利用したい」が 3.7%で、利用意向の回答は合計で 9.6%となっています。

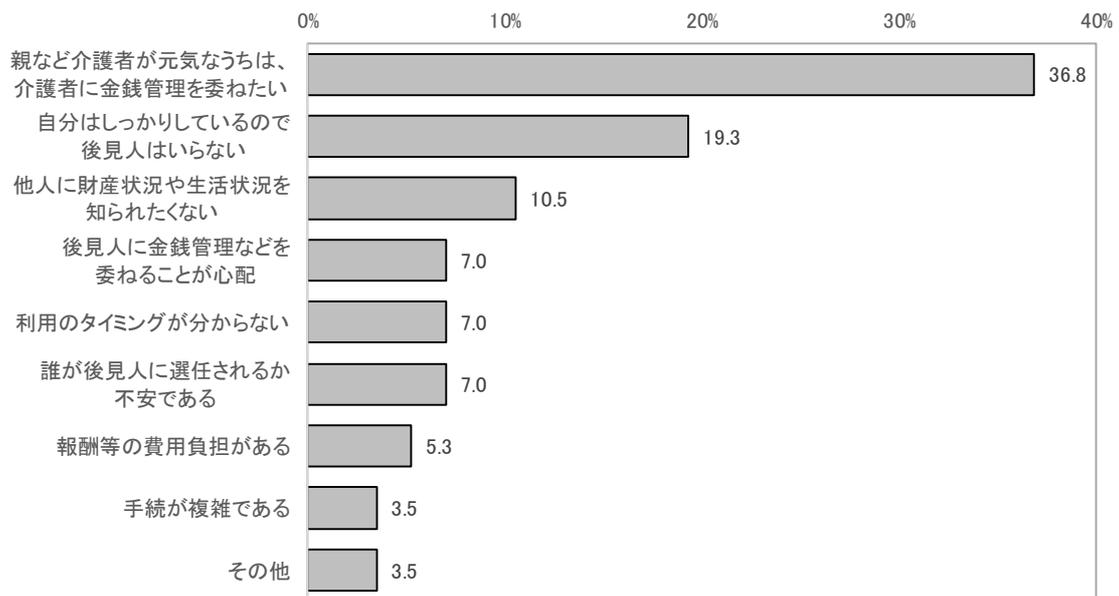
問34 成年後見制度の利用意向(SA)



問 35 成年後見制度を利用したくない理由は何ですか。

成年後見制度を利用したくない理由については、「親など介護者が元気なうちは、介護者に金銭管理を委ねたい」が 36.8%と多く、次いで「自分はしっかりしているので後見人はいらない」が 19.3%、「他人に財産状況や生活状況を知られたくない」が 10.5%と続いています。

問35 成年後見制度を利用したくない理由(MA) □N=57



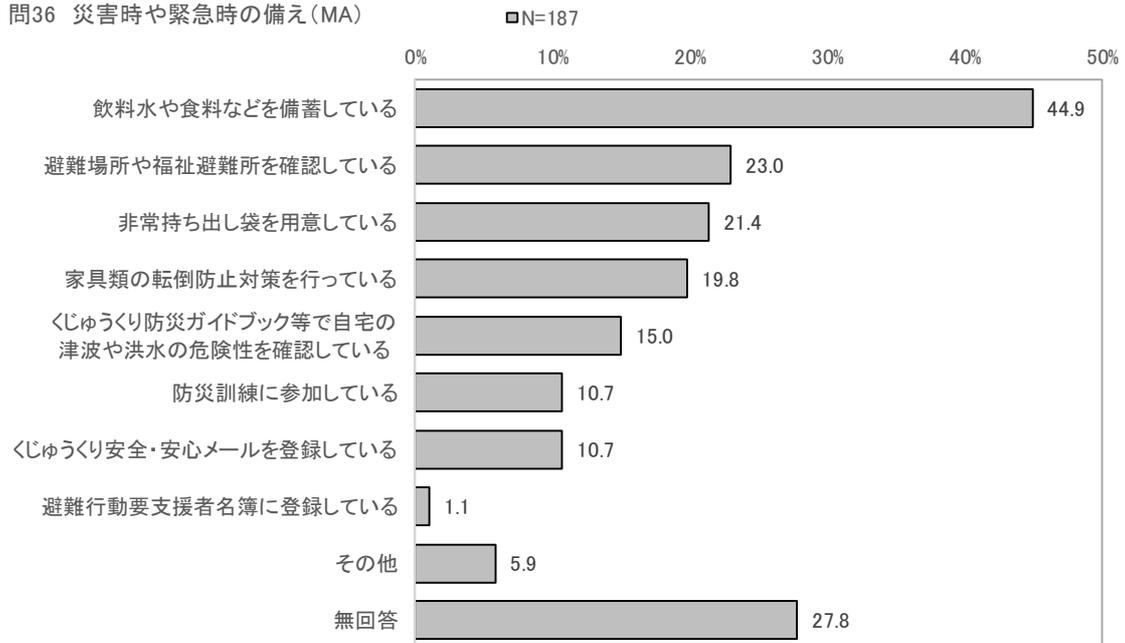
※無回答を除く

7. 災害時や緊急時への備えについて

問 36 あなたは、災害時や緊急時への備えを行っていますか。

「飲料水や食料などを備蓄している」が 44.9%と多く、次いで「避難場所や福祉避難所を確認している」が 23.0%、「非常持ち出し袋を用意している」が 21.4%、「家具類の転倒防止対策を行っている」が 19.8%と続いています。

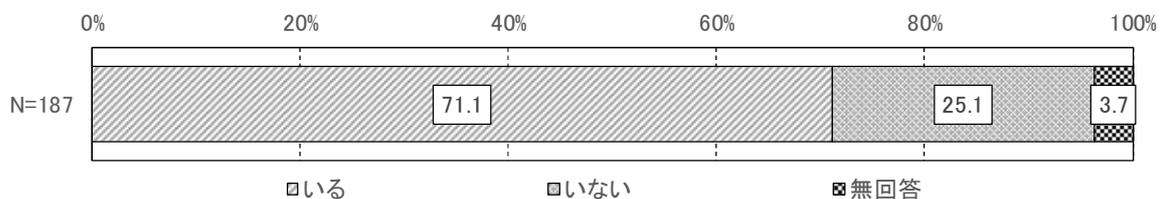
問36 災害時や緊急時の備え (MA)



問 37-1 あなたは、災害時や緊急時に身近に手助けしてくれる人はいますか。

災害時や緊急時に身近に手助けしてくれる人が「いる」のは 71.1%で、「いない」が 25.1%となっています。

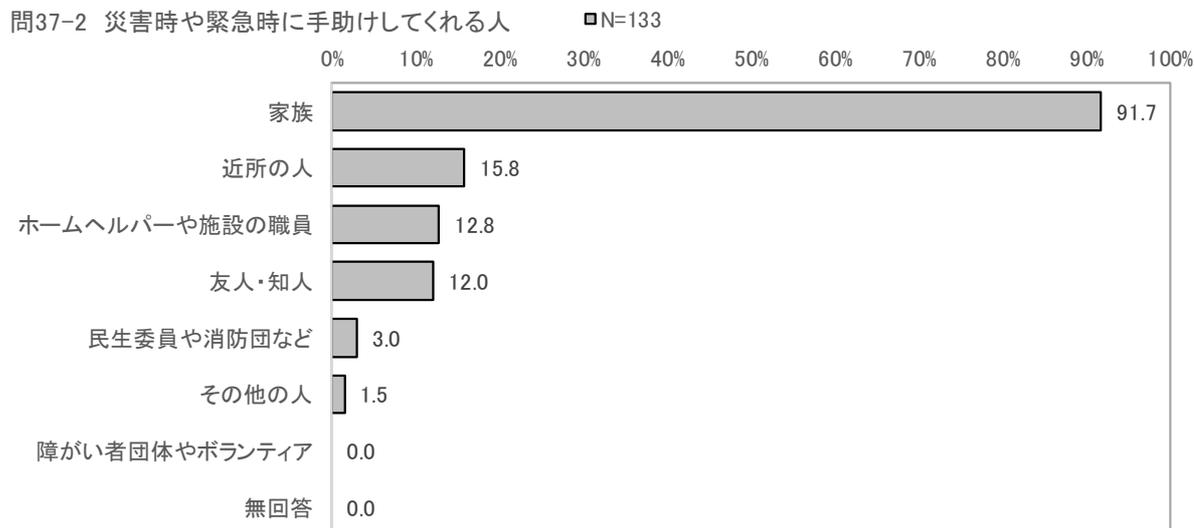
問37-1 災害時や緊急時に手助けしてくれる人の有無 (SA)



問 37 - 2 災害時や緊急時に手助けしてくれる人はどなたですか。

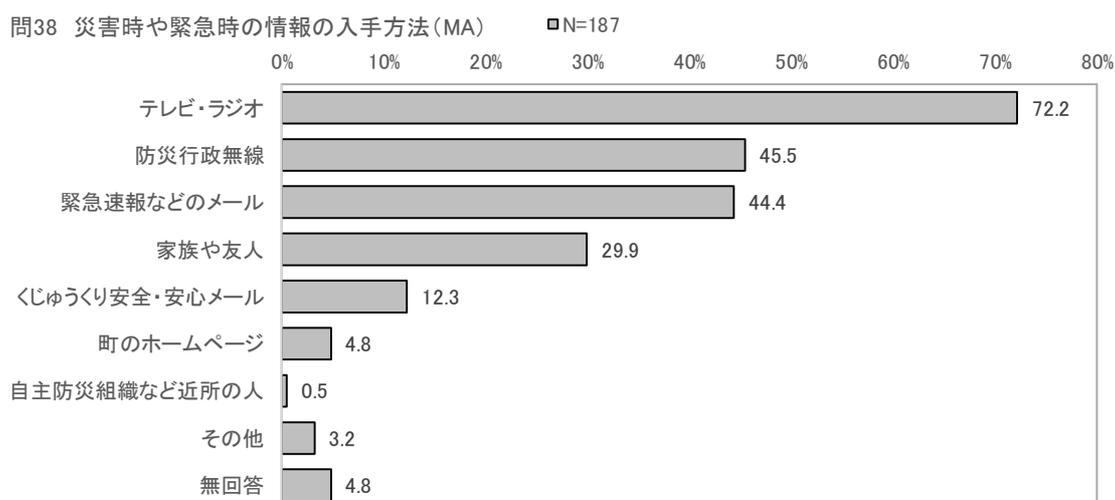
【災害時や緊急時に手助けしてくれる人がある方】

手助けしてくれる人としては、「家族」が 91.7%と最も多くなっています。次いで「近所の人」が 15.8%、「ホームヘルパーや施設の職員」が 12.8%、「友人・知人」が 12.0%と続いています。



問 38 あなたは、災害時や緊急時にどのような方法で情報を得ていますか。

情報の取得方法としては「テレビ・ラジオ」が 72.2%と多く、次いで「防災行政無線」が 45.5%、「緊急速報などのメール」が 44.4%、「家族や友人」が 29.9%と続きます。なお「くじゅうくり安全・安心メール」も 12.3%と一定の人が利用しています。

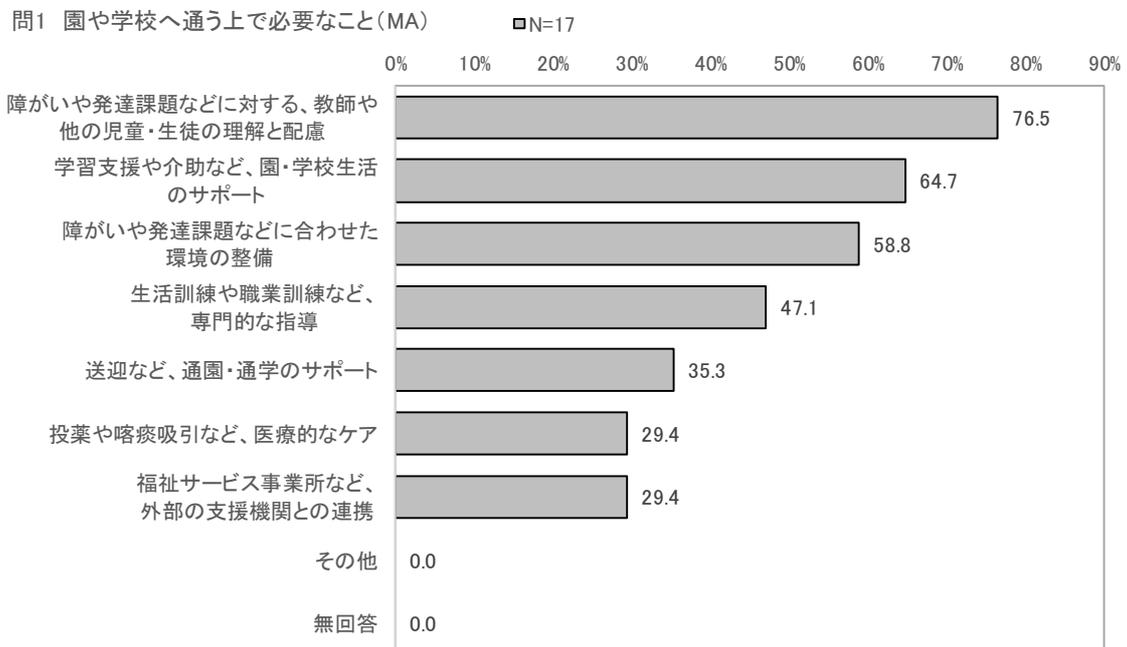


<障がい児の介助・支援>

1. 幼児期、学齢期について

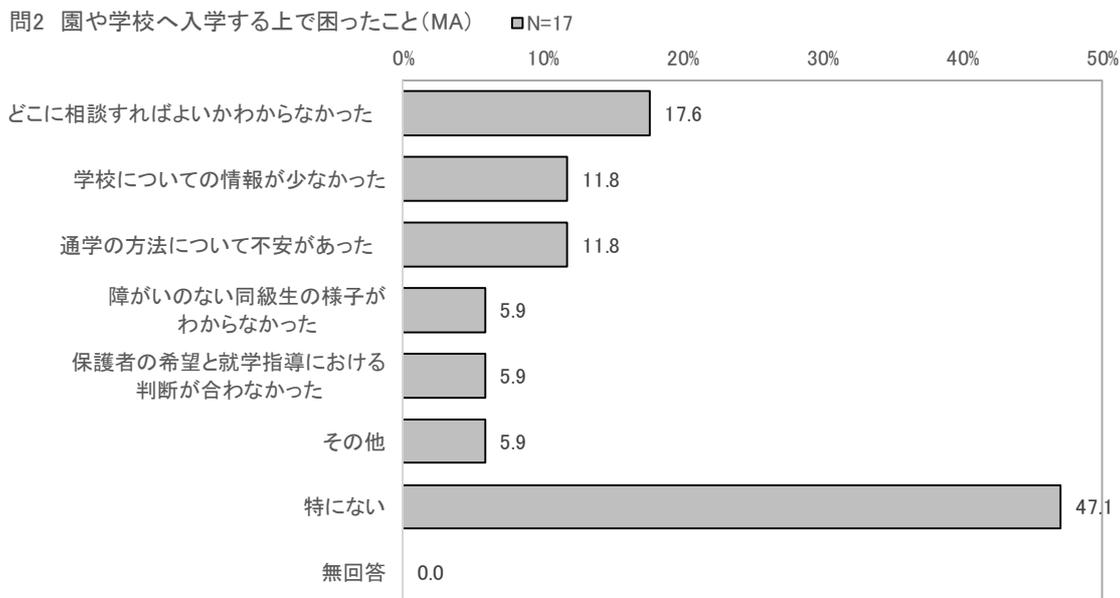
問1 園や学校にお子さんが通う上で、あなたが求めることを教えてください。

「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が76.5%と多く、次いで「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が64.7%、「障がいや発達課題などに合わせた環境の整備」が58.8%、「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」が47.1%と続きます。なお、他の項目も3割前後と高くなっています。



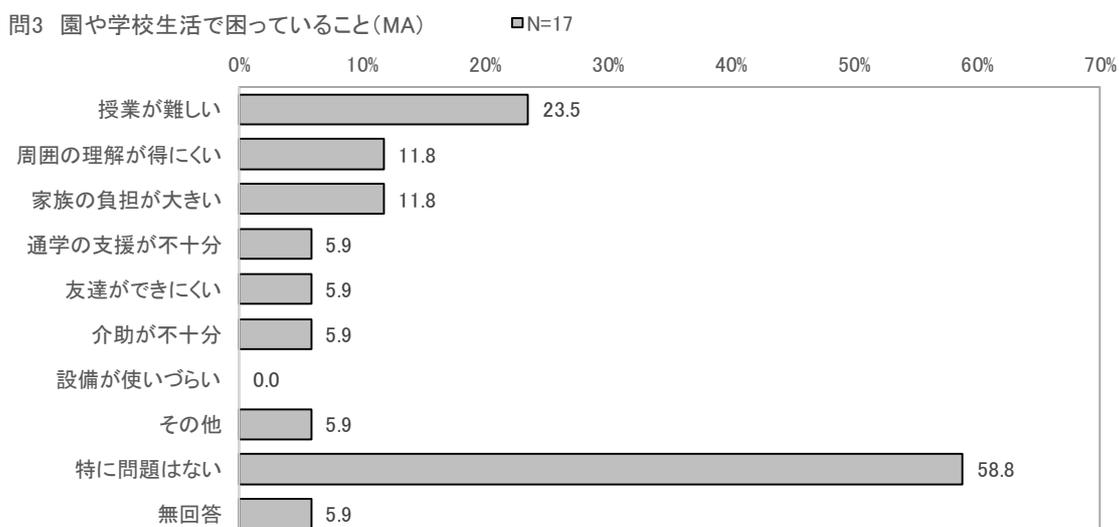
問2 園や学校への入学にあたって、困ったことは何ですか。

入学にあたって、困ったことについては「特にない」が47.1%と高くなっていますが、困ったこととしては「どこに相談すればよいかわからなかった」が17.6%、「学校についての情報が少なかった」と「通学の方法について不安があった」がともに11.8%と続いています。



問3 現在、園や学校での生活のなかで、困っていることは何ですか。

現在、園や学校での生活のなかで困っていることは、「特に問題はない」が58.8%を占めています。困っていることとしては「授業が難しい」が23.5%、次いで「周囲の理解が得にくい」と「家族の負担が大きい」がともに11.8%と続きます。

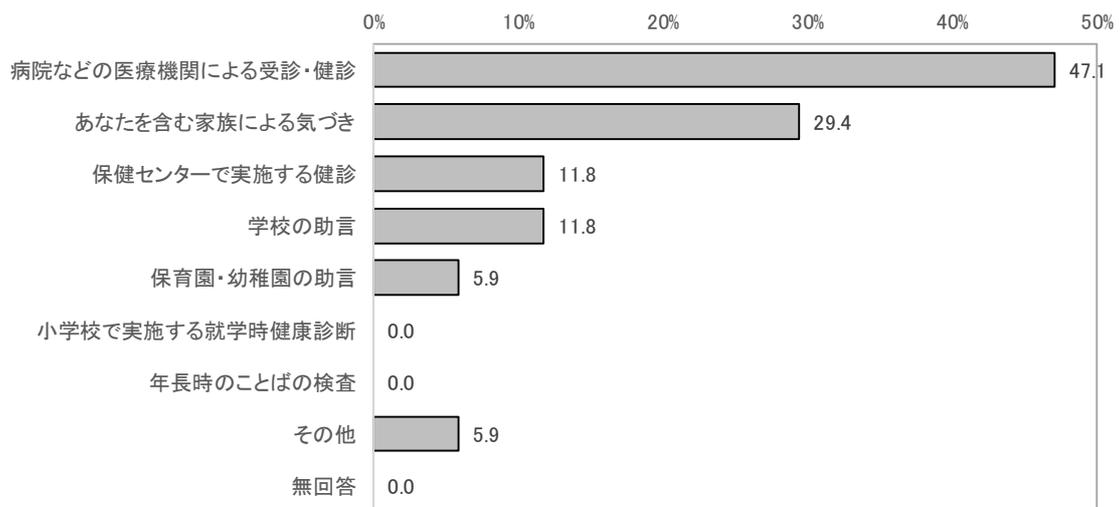


2. 療育について

問4 お子さんの障害や発達課題などに気づいたきっかけは何でしたか。

障害や発達課題などに気づいたきっかけについては「病院などの医療機関による受診・健診」が47.1%と多く、次いで「あなたを含む家族による気づき」が29.4%、「保健センターで実施する健診」と「学校の助言」がともに11.8%と続きます。

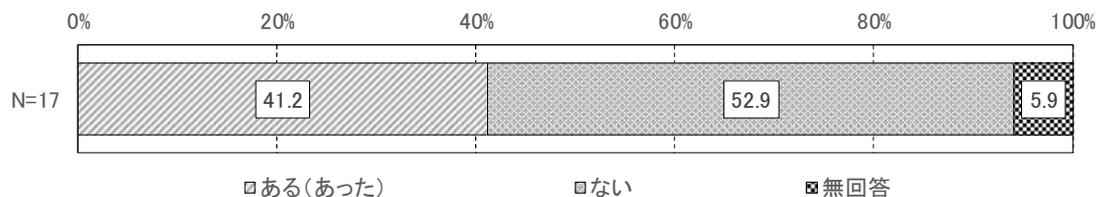
問4 お子さんの障害や発達課題などに気づいたきっかけ(MA) □N=17



問5 子育て・育児をしていて特に負担を感じる(た)ことはありますか。

子育て・育児をしていて特に負担を感じることについては、「ない」が52.9%、「ある(あった)」が41.2%と、「ない」がやや上回っています。

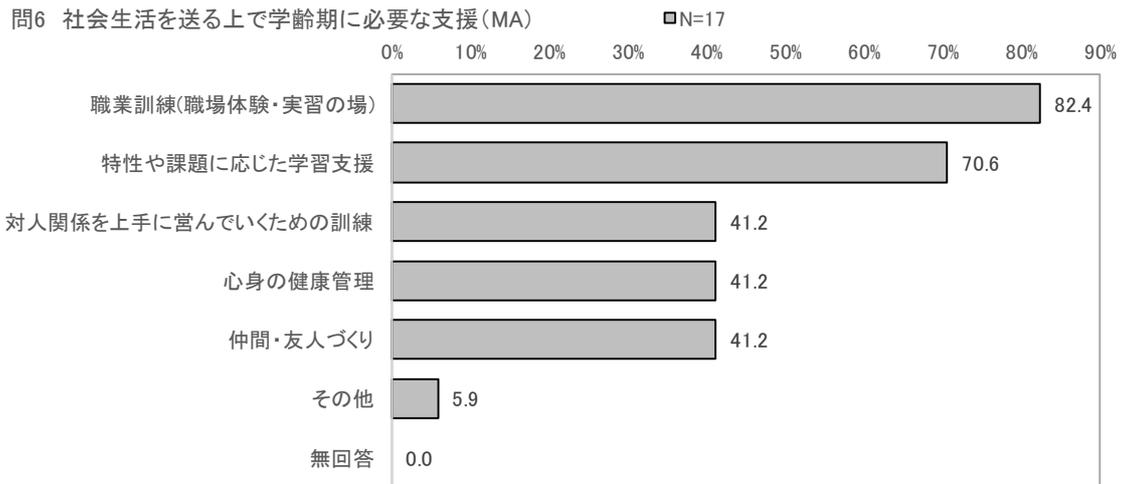
問5 子育て・育児に特に負担を感じること(SA)



3. これからのことについて

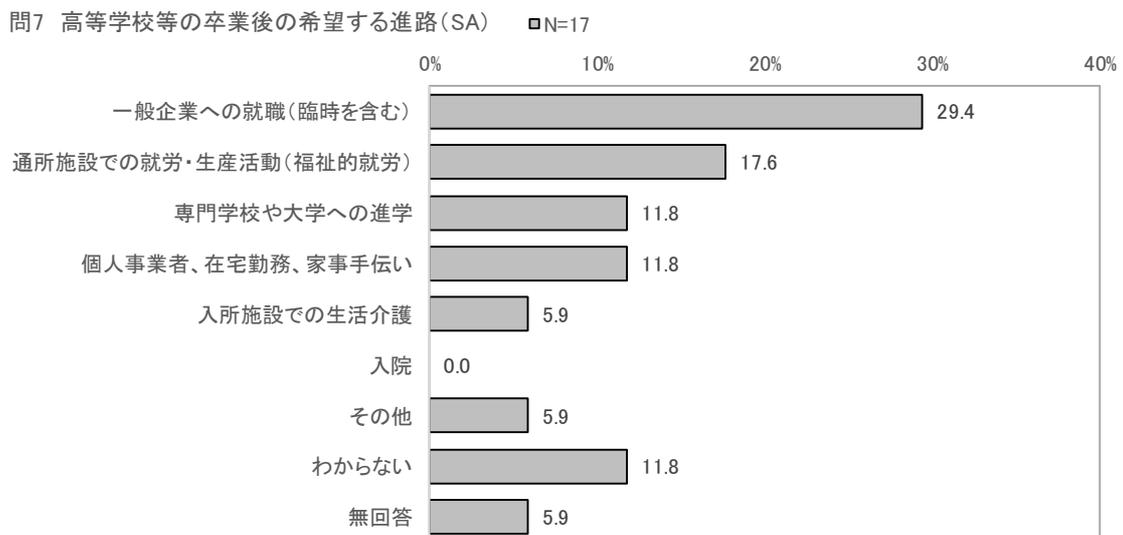
問6 お子さんが学校を卒業した後の社会生活を考えたとき、円滑な日常生活や社会生活を送るために、学齢期に必要なと思う支援を教えてください。

社会生活を送るために、学齢期に必要なと思う支援については、「職業訓練(職場体験・実習の場)」が82.4%と多く、次いで「特性や課題に応じた学習支援」が70.6%と続きますが、他の項目も約4割と高くなっています。



問7 お子さんが高等学校等を卒業した後の進路について、あなたが希望するものはどれですか。

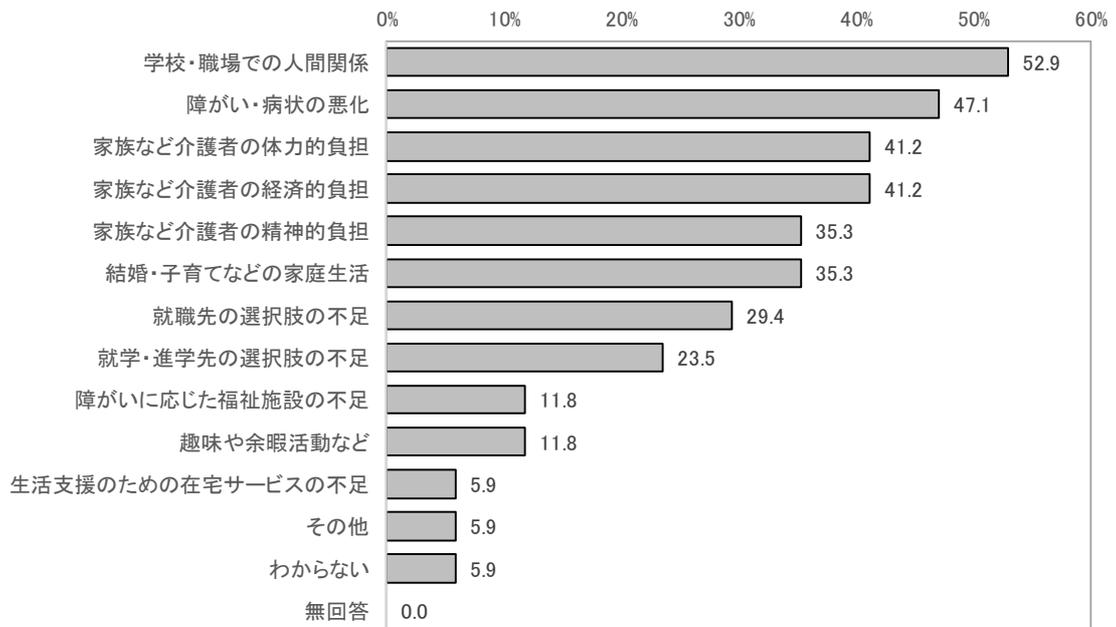
卒業後の希望する進路については、「一般企業への就職(臨時を含む)」が29.4%と多く、次いで「通所施設での就労・生産活動(福祉的就労)」が17.6%、「専門学校や大学への進学」と「個人事業者、在宅勤務、家事手伝い」がともに11.8%と続いています。



問8 お子さんの今後について特に不安に思うことはどのようなことですか。

「学校・職場での人間関係」が52.9%と多く、「障がい・病状の悪化」が47.1%、「家族などの介護者の体力的負担」と「家族などの介護者の経済的負担」がともに41.2%と続いています。

問8 お子さんの今後について特に不安に思うこと(MA) □N=17



九十九里町 第4次障がい者基本計画
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月

編集：九十九里町 社会福祉課

発行者：九十九里町

住所：〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

TEL：0475（70）3162

